

熊本県食品ロス削減推進計画

つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス！



令和4年（2022年）3月
熊本県

目 次

第1章 食品ロス削減推進計画について

1 計画策定の背景	1
2 計画の基本的な考え方	7

第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題

1 熊本県の食品ロス発生状況(推計)	9
2 食品ロス削減に係る意識調査結果等	12
3 食品ロス削減に係る本県の課題	18

第3章 本県の目標

1 目指す姿	19
2 取組の方向性	19
3 計画の目標	20

第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開

1 各主体の役割	24
2 県の推進施策	29

第5章 計画の推進に向けて

1 推進に向けた連携・協力	35
2 計画の進行管理	35

【資料】

<input type="checkbox"/> 事例紹介	38
<input type="checkbox"/> 消費者教育：小中高校家庭科の実践事例	44
<input type="checkbox"/> 商慣習見直し	46
<input type="checkbox"/> その他	49
・食品ロスの削減の推進に関する法律	
・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	
・熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議委員名簿	

第1章 食品ロス削減推進計画について

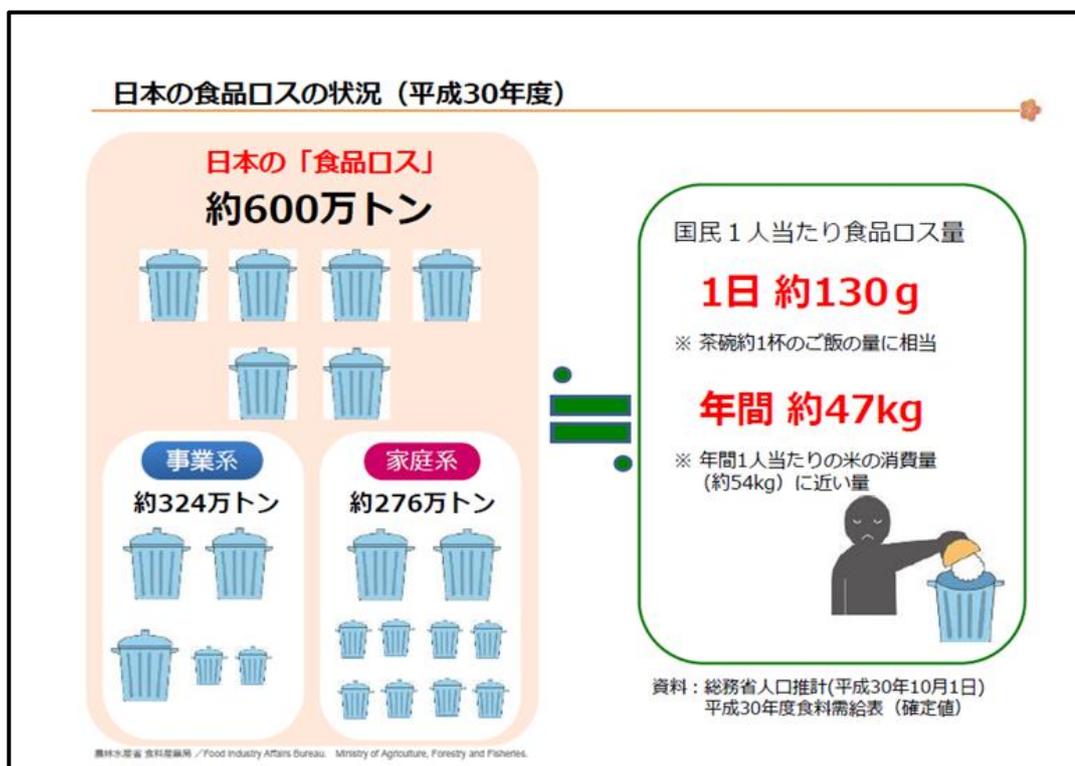
1 計画策定の背景

(1) 食品ロスを取り巻く現状

① 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、大量の食品ロスが発生しています。

平成30年度（2018年度）の日本の食品ロス発生量は、年間約600万トン（平成30年度推計 農林水産省・環境省）と推計されています。これを国民一人当たりで換算すると、年間約47kg、一人1日当たりでは約130g（茶碗一杯分のご飯に相当）の食品ロスが発生しています[図表1]。



出典：日本の食品ロスの状況(平成30年度)農林水産省 [図表1]

また、この年間約600万トンの食品ロス発生量は、国際連合世界食糧計画(WFP¹)による飢餓に苦しむ人々への食料援助量約420万トン(令和2年(2020年)実績)の1.4倍にあたります。

¹ WFP：国際連合世界食糧計画(World Food Programme)

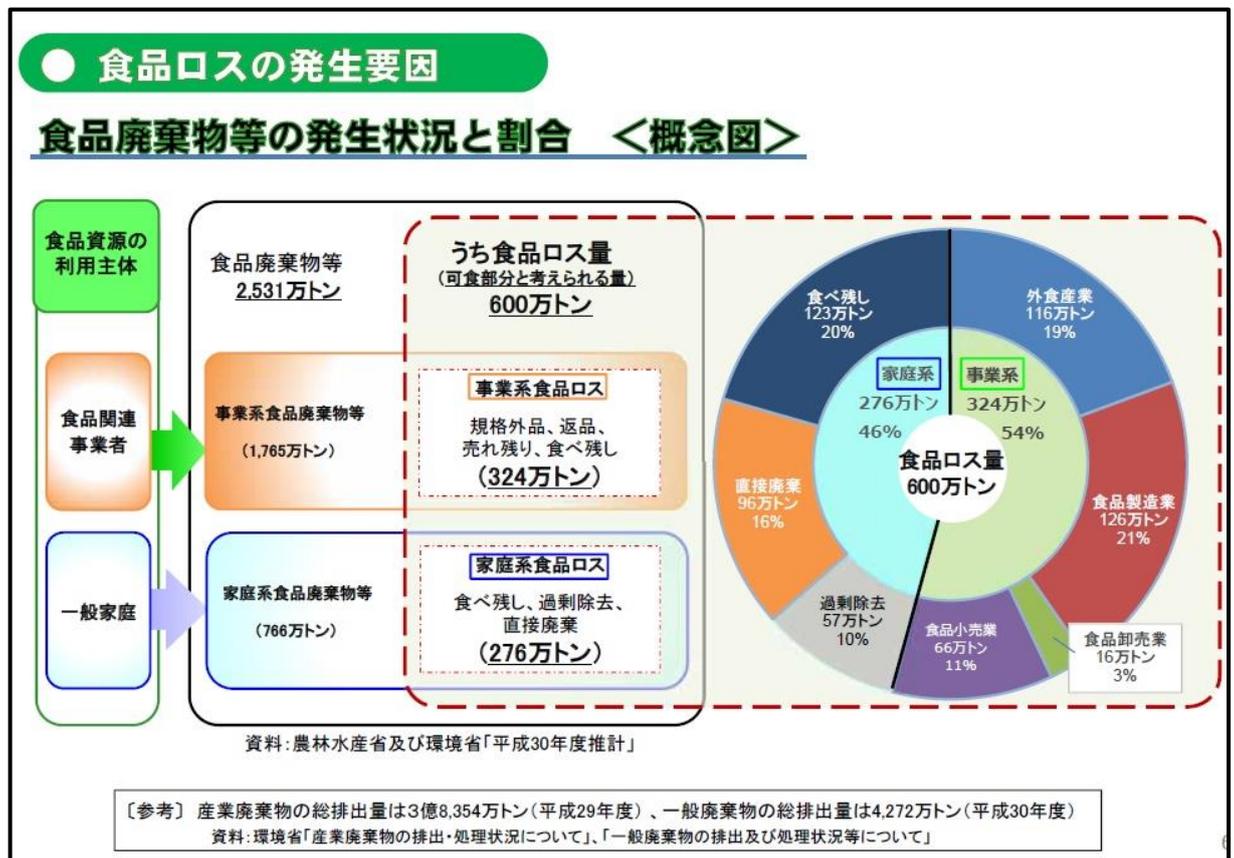
日本の食料自給率(カロリーベース²)は37%(農林水産省試算「食料需給表(令和2年度(2020年度))」)で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

このような中で、食品ロスの発生は、食料生産や輸送、廃棄に費やされた資源や労力、コスト等の浪費であり、その過程で排出されたCO₂により環境に負荷が生じます。

食品ロス問題は、「もったいない」ということにとどまらず、環境問題や経済問題等の社会問題と深くつながっています。

食品ロスの発生要因は、600万トンのうち、324万トンが事業系食品ロス³で、「食品製造業」「外食産業」「食品小売業」「食品卸売業」で発生する規格外品や返品、売れ残りや顧客の食べ残し等からなります。

また、276万トンが家庭系食品ロス⁴で、家庭での「食べ残し」、「直接廃棄」(手つかず)、調理過程等での可食部分の「過剰除去」からなります[図表2]。



出典:消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(R3.8.26版)」

[図表2]

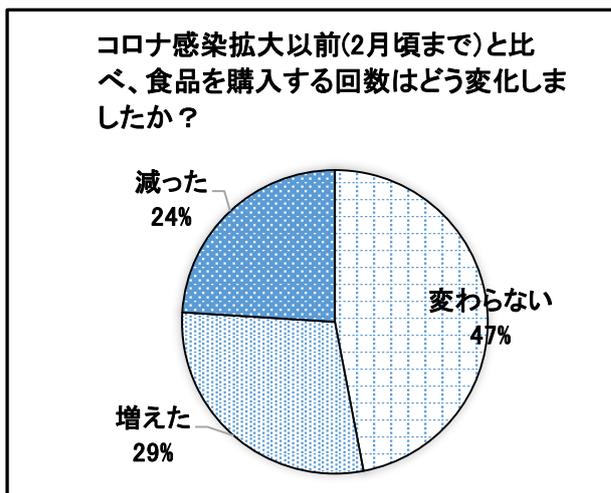
² カロリーベース:総合食料自給率の略で、基礎的な栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標

³ 事業系食品ロス:事業活動に伴って発生する食品ロス

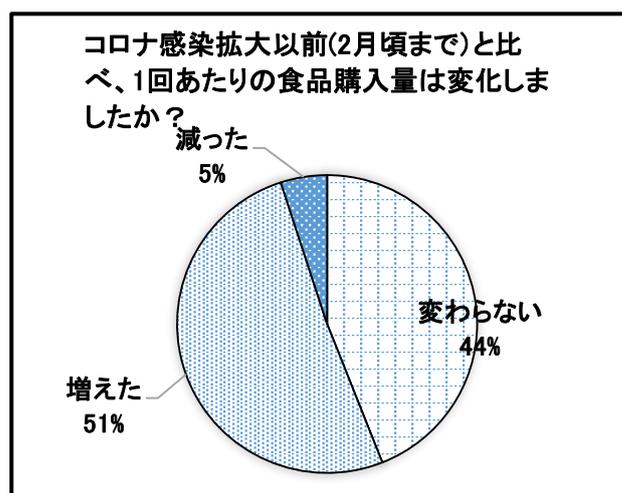
⁴ 家庭系食品ロス:各家庭から発生する食品ロス

② コロナ禍における消費者行動の変化

公益財団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会のアンケート調査（令和2年（2020年）7月）によると、消費者の消費行動について、コロナ禍以前（令和2年（2020年）2月頃まで）と比較すると、食品購入回数はあまり変わりませんが、テレワークや学校の休校等の影響により、家庭での食事の機会が増えるとともに、1回の食品購入量が増加しました[図表3][図表4]。



[図表3]



[図表4]

公益財団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会「新型コロナウイルス感染症の食生活への影響 WEB アンケート調査結果」<https://nacs.or.jp/renkei/lifeproblem> をもとに作成

また、全国消費者協会連合会「新型コロナウイルスの生活への影響と対応に関する調査報告書」（令和3年（2021年）3月）によると、自粛期間中に「通信販売の利用回数が増えた」と回答した人は28%で、「購入が増えた商品」は、衣料品（35.0%）、マスク（29.2%）、食料品（28.5%）の順で多く、出前・テイクアウトも11.9%増えています。

コロナ禍において、私たちの生活は大きく変わりました。旅行や飲食店の利用を控えたことにより家庭での食事の機会が増え、宴会等大人数での会食、特に立食の機会が減り、黙食の推奨等が行われました。県内の企業等からは、新型コロナウイルス感染症関連のニュースによりその日の消費者の動向が変わるため、需要予測が大変難しいとの意見もありました。

日々の経済活動は、感染症対策と並走しながら新しい形を模索し、変化しつつあり、このような「新しい生活様式」の中で適切な食品ロスの削減に努めていく必要があります。

(2) 食品ロス削減の意義

① 世界の動き

平成 27 年(2015 年)9 月に、国際連合の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標(SDGs⁵)」では、誰一人取り残さない、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)が設定されています[図表 5]。

その中で、食品ロス削減は、「目標 12 つくる責任 つかう責任」の中に位置付けられ、国際的にも重要な課題であり、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーン⁶における食料の損失を減少させる」ことが目標として設定されています[図表 6]。



出典：国際連合広報センターHP

[図表 5]

国際的な目標【持続可能な開発目標 SDGs 国連 H27(2015).9月】

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

[図表 6]

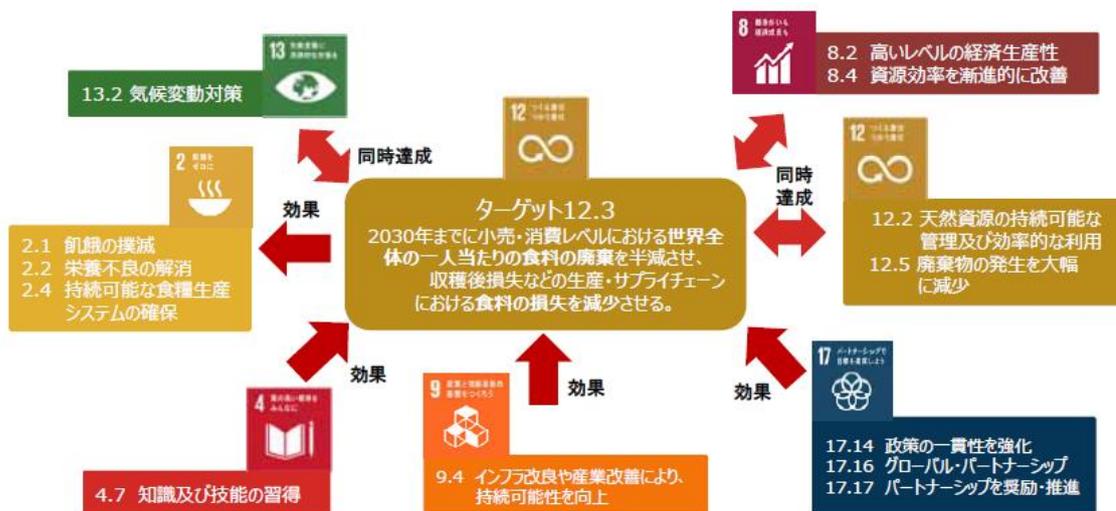
⁵ SDGs : 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)将来の世代がそのニーズを満たせる能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発

⁶ サプライチェーン:生産者から、加工業者や卸業者、小売店、消費者への食品が届くための一連の流れ

また、食品ロスを削減することは、環境の負荷軽減や持続可能な食料生産システムともつながっており、食品リサイクルの推進や環境と関わりの深い複数のゴール達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決にもつながります[図表 7]。

(参考) 食品ロス削減とSDGs目標との関連

食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。



農林水産省資料を参考に、消費者庁が作成

出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(R 3. 8. 26 版)」

[図表 7]

② 国の動き

世界で飢餓に苦しむ人たちがいる中で、多くの食料を輸入に頼る我が国では、食品ロス削減は真摯に取り組むべき課題です。

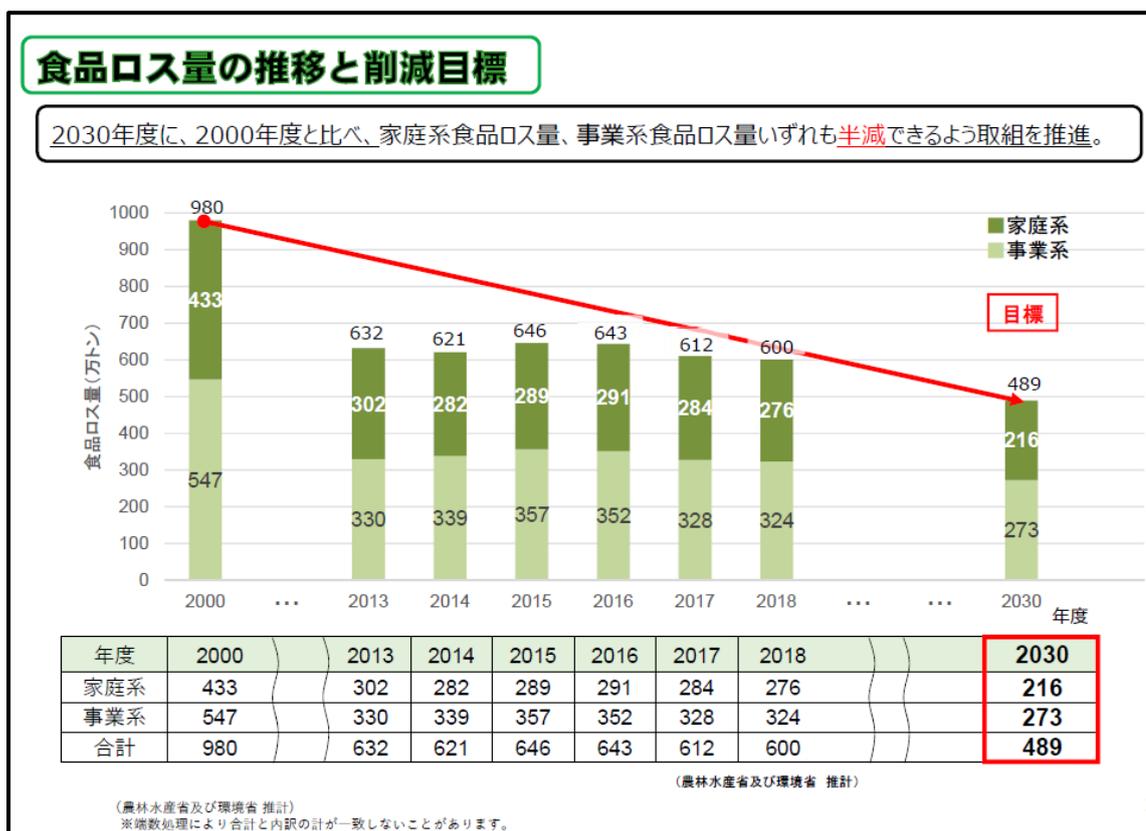
この状況を受け、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、その中で、各地域の食品ロス削減は、地域の特性に合った計画を策定することが効果的であるとし、地方公共団体が計画を策定することを努力義務（法第12条）と規定されています。

また、令和2年（2020年）3月には、法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）」が閣議決定され、多分野にわたる食品ロス削減対策を着実に進めるために、消費者、事業者、行政等の多様な主体が緊密に連携を図り、国民運動として一丸となって食品ロスの削減を推進していく方針が定められています。

基本的な方針の中では、事業者が自己の取組を消費者に伝え、消費者はそれを評価する「つなぐ」視点が必要であり、このような過程を通じて、消費者が食品ロス削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、地球環境等に影響を及ぼす自覚を持ち

持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律）の形成の取組と位置づけることができるとされています。

同時に、食品ロス発生量を家庭系、事業系ともに令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させる（※これは、令和3年度（2021年度）の食品ロス発生量600万トンから換算すると、18.5%の削減に相当します。）、また食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にするという目標が設定されています〔図表8〕〔図表9〕。



出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（R3. 8. 26版）」

〔図表8〕

国の目標【基本的な方針 R2(2020)3月閣議決定】

■食品ロス発生量

食品ロス発生量を家庭系、事業系ともに令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させる

平成12年度（2000年度） ⇒ 令和3年度（2021年度） ⇒ 令和12年度（2030年度）
980万トン ⇒ 600万トン ⇒ 489万トン

▲18.5%
一人1日当たり約106g

■食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にする

※第4次食育推進基本計画[令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)農林水産省]では、食品ロス問題を認知して、削減のために行動していると回答した人の割合を令和7年度(2025年度)までに80%以上にすることを目標としています。

令和2年度（2020年度） ⇒ 令和7年度（2025年度）
76.6%⁷ ⇒ 80%

⁷ 76.6%：令和2年度（2020年度）消費者の意識に関する調査（消費者庁）

〔図表9〕

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

法第12条第1項では、「都道府県は、基本的な方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、これに基づき、本県における食品ロス削減の取組を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指すため、「熊本県食品ロス削減推進計画（以下「計画」という。）」を策定します。

(2) 計画策定における検討体制

計画策定にあたっては、庁内関係課から構成する「熊本県食品ロス削減推進計画策定会議」で検討を行うとともに、食品ロスが発生する生産、販売、消費等の各段階について見識を有する県内の学識経験者及び民間事業者等により構成する「熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議⁸」に意見を求めました。

(3) 計画の位置付け

本計画は、法第12条第1項の規定に基づき、基本方針を踏まえて県が策定する「都道府県食品ロス削減推進計画」に位置付けられます。

また、食品ロス削減に係る消費者教育の推進は、「消費者教育⁹の推進に関する法律」第2条第2項「消費者市民社会¹⁰」の形成の取組に位置付けられます。

なお、法第12条第2項の規定に基づき、「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画(令和3年(2021年)3月策定。以下「県消費者基本計画」という。）」、「第5期熊本県廃棄物処理計画(令和3年(2021年)3月策定。以下「県廃棄物処理計画」という。）」及び「第六次熊本県環境基本計画(令和3年(2021年)7月策定。以下「県環境基本計画」という。）」との調和を図ります。

<県消費者基本計画>

「重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進」の中で「食品ロスの削減に向けた取組の推進」として、計画の策定や推進体制の整備、取組の推進を掲げ、成果指標として食品ロス削減のための指標を設定することとしています。

また、「重点施策4 消費者教育の推進」の中で、「ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進」として、特に学校等における消費者教育は、消費者教育コーディネーターを活用した着実な教育の実施を掲げています。

⁸ 熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議：巻末資料委員名簿参照

⁹ 消費者教育：消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育で、消費者教育の機会が提供されることは消費者の権利である。(消費者教育の推進に関する法律 第1条【目的】第2条【定義】)P44 消費者教育実践事例参照

¹⁰ 消費者市民社会：消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会形成に積極的に参画する社会

< 県廃棄物処理計画 >

生活系ごみ、事業系ごみを合わせた平成 30 年度（2018 年度）ごみ総排出量は 555,520 トンで、県民一人 1 日当たり 856g と全国で 5 番目に少ないですが、今後更に削減に取り組むとして、令和 7 年度（2025 年度）には約 5%削減した一人 1 日当たり 811g を目標値としています。

< 県環境基本計画 >

「2050 年熊本県内 CO₂排出実質ゼロ」に向けて、温室効果ガスのさらなる排出削減に必要な取組を県民一体となって推進するとしています。

「家庭部門」の取組としては、家庭における「食べ残し」、「直接廃棄」等による食品廃棄物の削減のため、一人ひとりが主体的に食品ロス削減に取り組むよう普及啓発等を推進するとしています。

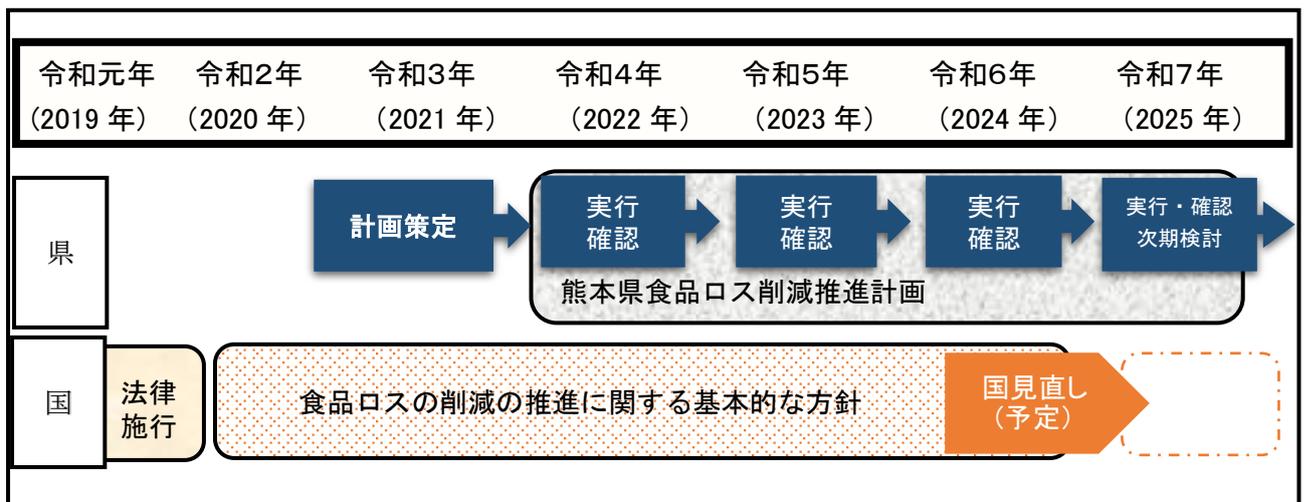
【2050 年熊本県内 CO₂排出実質ゼロ宣言】

熊本県は、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、「将来の目指すべき姿」として、「2050 年に熊本県内の CO₂排出実質ゼロ」を目指します。

(4) 計画期間

本計画は、県消費者基本計画等の計画期間と調和を図ることから、令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 4 年間を計画期間とします。

国は、法施行後おおむね 5 年をめぐりに見直しを検討するとしており、本県でも国の動向を見ながら次期計画について検討を行う予定です[図表 10]。



[図表 10]

第2章 熊本県における食品ロス等の現状と課題

1 熊本県の食品ロス発生状況(推計)

令和3年度(2021年度)に推計した本県の食品ロス発生量年間推計は、52,928トンで、内訳は、32,351トンが家庭系食品ロス、20,577トンが事業系食品ロスとなります。

これを県民一人当たりで換算すると、年間約30.1kgとなり、一人1日当たりでは83gの食品ロスが発生していることとなります[図表11][図表12]。

これは、全国の発生量130gと比較すると少ない量になります。県の発生量が少ない要因としては、前述した県廃棄物処理計画¹¹の記載のとおり、本県のごみ総排出量が全国で5番目に少ないことを反映するものと推測されます。

また、食品ロス発生量のうち家庭系・事業系食品ロスの割合は、国が46%、54%と事業系が多いのに対し、県の発生量は61.1%、38.9%と家庭系が多い結果になります[図表11]。

令和3年度(2021年度) ¹² [平成30年度(2018年度)推計]			
食品ロス発生量	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
全国	6,000,000	2,760,000 (46.0%)	3,240,000 (54.0%)
国民一人1日当たり	130g/(人・日)	60g/(人・日)	70g/(人・日)
熊本県	52,928	32,351 (61.1%)	20,577 (38.9%)
県民一人1日当たり	83g/(人・日)	51g/(人・日)	32g/(人・日)

[図表11]

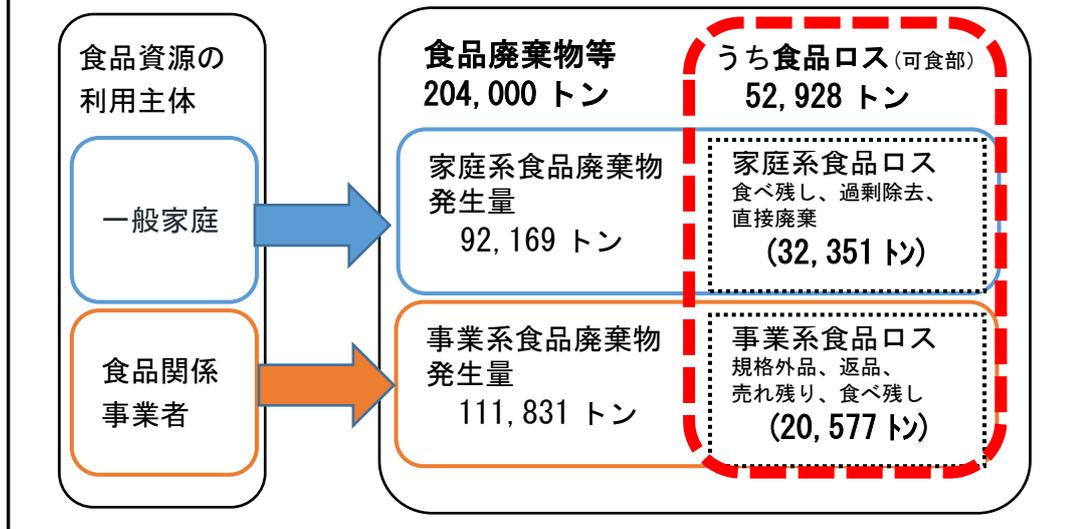


[図表12]

¹¹ 県廃棄物処理計画：P8参照

¹² 食品ロス発生量令和3年度(2021年度)：県の推計方法についてはP11[図表14]参照

熊本県の食品ロスの発生状況推計値<概念図>



[図表 13]

参考 <熊本県における食品ロス発生量の推計>

A 家庭系食品ロス

■本県の家庭系ごみの収集量

298,281 t¹³ ……①

■家庭系収集ごみに対する食品廃棄物発生割合

30.9%¹⁴ ……②

■家庭系食品廃棄物量

①298,281 t × ②30.9% = 92,169 t ……③

■家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの発生割合¹⁵

直接廃棄 (12.6%) …④ 食べ残し (15.1%) …⑤ 過剰除去割合 (7.4%) …⑥

$$\begin{aligned} \text{本県の家庭系食品ロス発生量} &= (\text{③} \times \text{④}) + (\text{③} \times \text{⑤}) + (\text{③} \times \text{⑥}) \\ &= 32,351 \text{ t} \dots\dots\text{⑦} \end{aligned}$$

B 事業系食品ロス

■本県の食品廃棄物

204,000 t¹⁶ ……⑧

■本県の事業系食品廃棄物発生量

⑧204,000 t - ③92,169 t = 111,831 t ……⑨

■事業系食品廃棄物等に占める食品ロスの割合¹⁷

18.4% ……⑩

$$\begin{aligned} \text{本県の事業系食品ロス発生量} &= \text{⑨} \times \text{⑩} \\ &= 20,577 \text{ t} \dots\dots\text{⑪} \end{aligned}$$

推計結果

本県の年間の食品ロス発生量

$$52,928 \text{ t} = \text{A 家庭系} : \text{⑧}32,351 \text{ t} + \text{B 事業系} : \text{⑪}20,577 \text{ t}$$

(61.1%) (38.9%)

県民一人当たり¹⁸換算：年間約 30.1kg (一人1日当たり：83g)

[図表 14]

¹³ 298,281 t：環境省 H30「一般廃棄物処理事業実態調査」推計値から算定

¹⁴ 30.9%：環境省 R3.3月「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」

¹⁵ 家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの発生割合

：環境省 R3.3月「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」

¹⁶ 204,000 t：熊本県 R3.3月「第5期廃棄物処理計画」第6章図1県内におけるハッ付マスの発生量から抜粋

¹⁷ 事業系食品廃棄物等に占める食品ロスの割合：農林水産省・環境省 H30 食品ロス推計値から算出

¹⁸ 県民一人当たり：熊本県人口 1,756,442人(平成30年10月1日時点住民基本台帳)

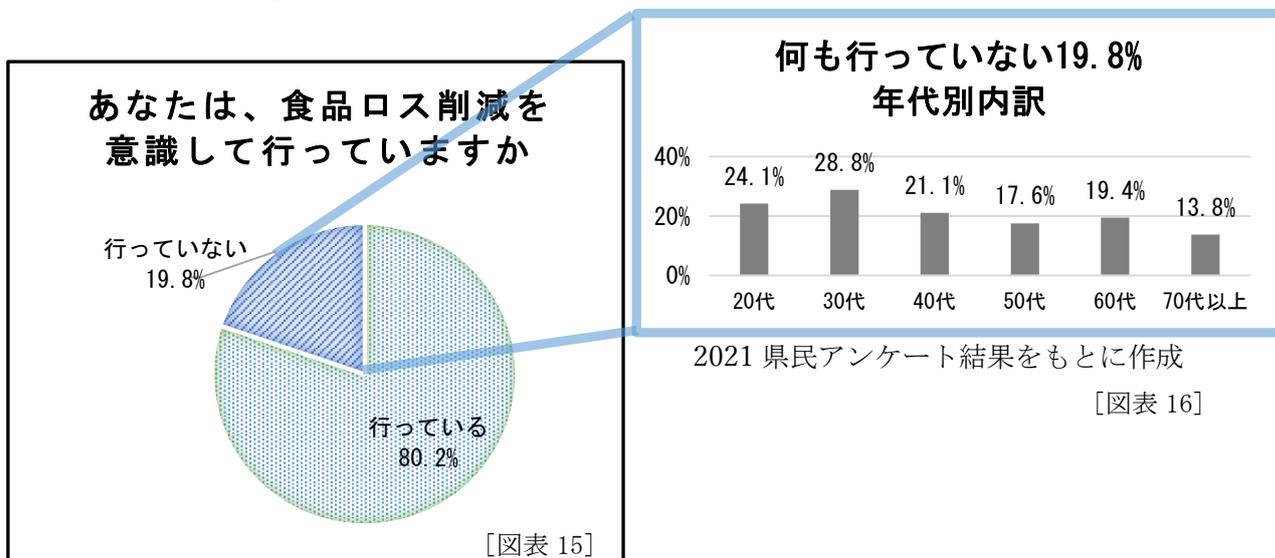
2 食品ロス削減に係る意識調査結果等

(1) 消費者

令和3年(2021年)6月に実施した「2021 県民アンケート¹⁹ (県民生活や県の取組みに関する意識調査)」の中の、食品ロス削減に関する回答結果では、「食品ロス削減を意識して行っている」の割合は全体の80.2%、「何も行っていない」は19.8%でした[図表15]。

「意識して行っている」と回答した人に、どのようなことを行っているかを尋ねたところ、「お店では使い切れる分だけ食材を購入することを心掛けている」の割合が71.2%と最も高く、続いて「飲食店では、食べきれる範囲で注文している」が61.5%、「家で調理をする際、食材の食べられる部分は使いきるように心がけている」54.1%、「家で調理をする際、一度に食べきれる量だけ作っている」54.0%という結果でした。

このことから、食品ロス削減を意識して行動している人は、「身近な日常生活の中で、自分ができるところから行動している」ことが分かります。

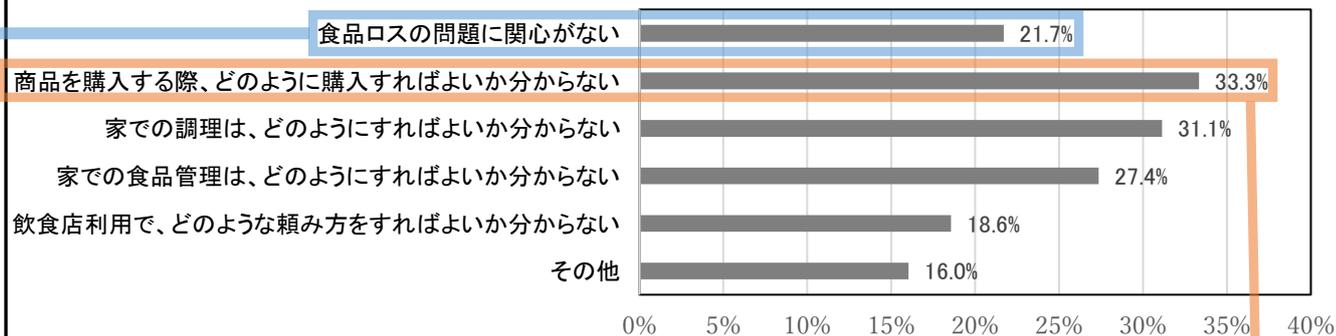


一方、「何も行っていない」と回答した人を年代別にみると、30代が28.8%と最も多く、続いて20代が24.1%という結果で、20代、30代の割合が高いということが分かりました[図表16]。

「何も行っていない」と回答した人にその理由を尋ねたところ「お店で商品を購入する際、食品ロス削減のためにはどのような購入の仕方をすればよいか分からない」の割合が33.3%と最も高く、続いて「家で調理を行う際、食材をどのように調理すれば食品ロスを削減できるか分からない」が31.1%、「家で食品を管理する際、どのようにすれば食品ロスを削減できるか分からない」が27.4%、「食品ロスの問題に関心がない」が21.7%という結果でした[図表17]。

¹⁹ 県民アンケート：県が実施する県政の個々の政策課題に関する県民の意識調査

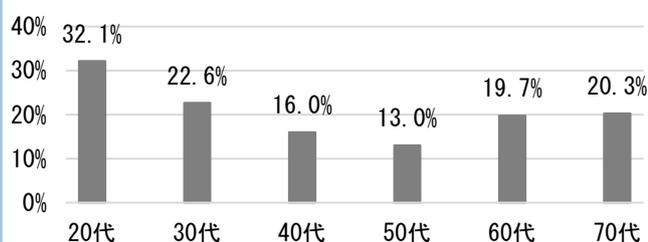
何も行っていない理由はなんですか。(あてはまるもの全てに○)



2021 県民アンケート結果をもとに作成

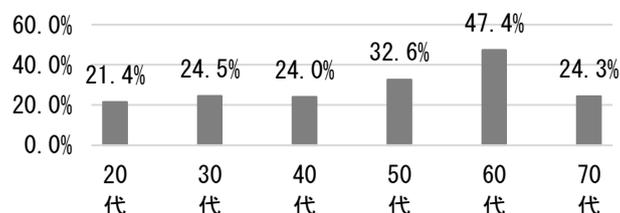
[図表 17]

食品ロスの問題に関心がない



[図表 18]

商品を購入する際、どのように購入すればよいか分からない



[図表 19]

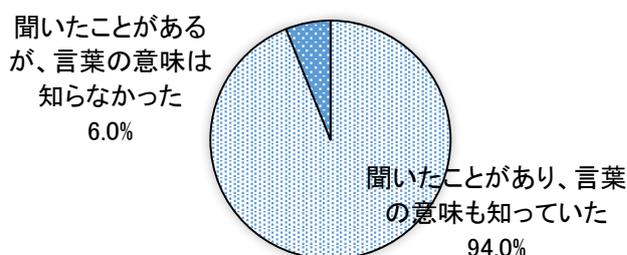
「食品ロスの問題に関心がない」と回答した人を年代別にみると 20 代が 32.1%と最も多い結果でした[図表 18]。最も割合の高かった「商品を購入する際、どのように購入すればよいか分からない」では 60 代が 47.4%と最も多く、他の項目では、特に年代の特徴は見られませんでした[図表 19]。

以上より、何も行っていない理由は、商品購入や調理、管理等具体的な方法が分からないことが要因であり、20 代、30 代の若年層は食品ロス問題の関心が低い傾向にあることが分かりました。

(2) 事業者

令和 3 年(2021 年) 6 月に、県内事業者(製造・販売業、飲食業) 250 社を対象に実施した「食品ロス削減に関する事業者アンケート調査²⁰」では、「食品ロスという言葉を知ったことがあり、その意味も知っていた」事業者は 94.0%で、ほとんどの事業者に認知されました[図表 20]。

食品ロス(本来食べられるのに捨てられてしまう食品)という言葉を知っていましたか。

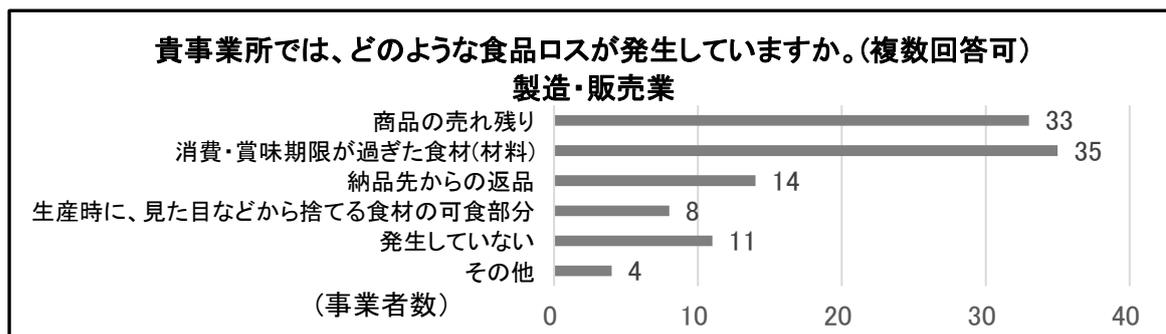


[図表 20]

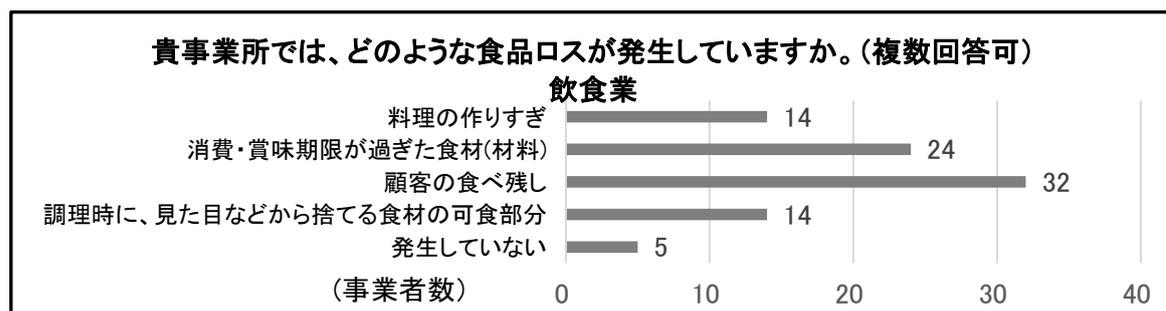
²⁰ 食品ロス削減に関する事業者アンケート調査：県が無作為抽出による県内製造・販売、飲食業 250 社を対象に実施した事業者の意識調査

また、食品ロス削減のための取組について尋ねたところ、今回のアンケートに回答した 119 事業者のうち 94.1%に当たる 112 事業者が、「何らかの取組を行っている」と回答しました。

事業所で発生している食品ロスの形態については、製造・販売業では、「消費・賞味期限²¹が過ぎた食材(材料)」が最も多く、次に「商品の売れ残り」、飲食業では「顧客の食べ残し」が最も多く、次に「消費・賞味期限が過ぎた食材(材料)」が多いという結果になりました[図表 21][図表 22]。



[図表 21]



[図表 22]

食品ロス削減のための具体的取組について、製造・販売業、飲食業ともに最も多い回答は、「需要予測に基づき、食材・商品の仕入れを工夫」することで、次に「自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る」が多く、飲食業では「需要予測に基づき、仕入れを工夫」、次いで「需要予測に基づく適切な量の調理」が多いという結果になりました。

また、各業種ともに多くの事業者が「従業員への啓発を実施している」と回答しています。

食品ロス削減の課題について最も多かったのは、「消費者の意識改革が必要だと思う」77%で、「有効な技術や情報が不足している」49%、「どのように取り組んだらいいかわからない」25%など、具体的に取り組むことにより浮上する課題についての回答が多い結果になりました[図表 23]。

²¹ 消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。P41 行政取組事例紹介参照。

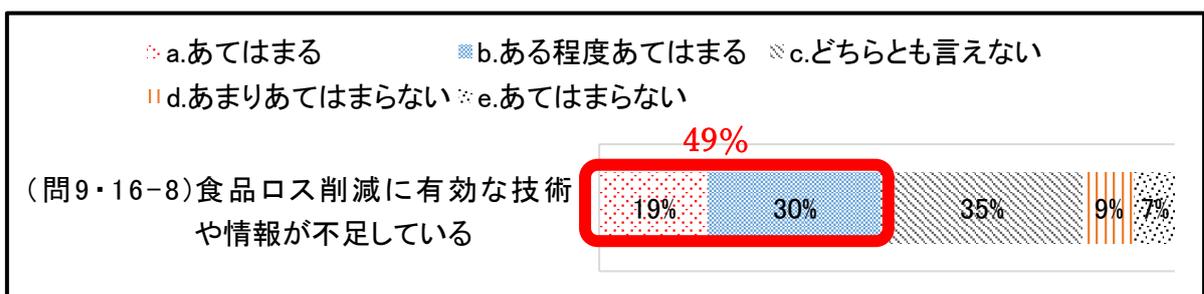
消費者の意識改革については、自由記述で以下の意見がありました。
 (自由記述：食品ロス削減に関する御意見・御要望から抜粋)

- ・スーパーの現場としては、「不足してはいけない」「食品ロス」を出してはいけない。非常に難しい仕事をしています。
- ・需要と供給のバランスの難しさ、廃棄ロスと機会ロス²²、最後まで利用される方々への提供アイテム数の確保、利用者の満足度など課題も多いと思います。

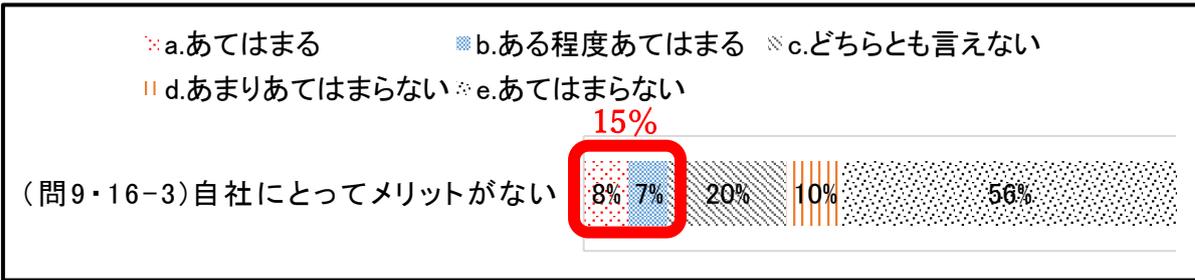
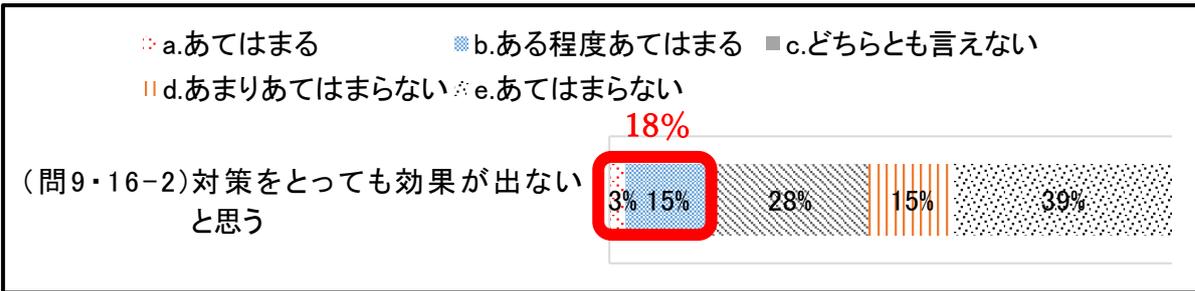
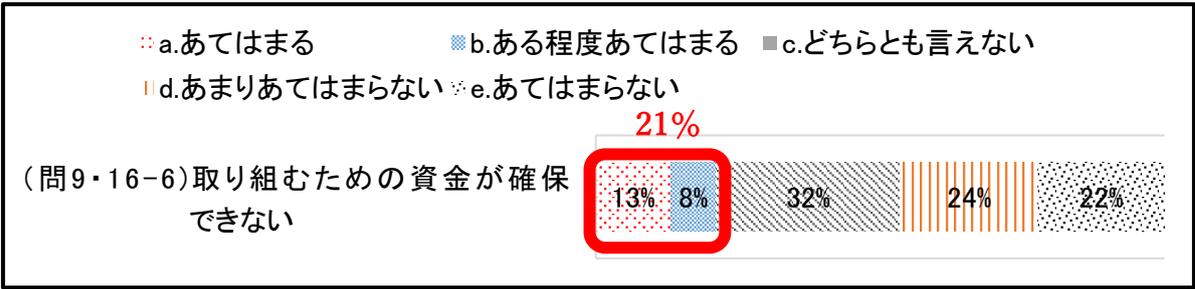
また、食品ロス削減の「必要性がわからない」や「効果がでない」、「メリットがない」と回答した事業者はいずれも 20%以下であり、食品ロス削減についての意識の高さがうかがえます[図表 23]。

アンケート結果では、事業者にとって、食品ロス削減は経営にプラスになるため関心は高いが、現在の商慣習や商品管理は、過度な鮮度志向や欠品を許容しない風潮に大きく影響されているため、削減が進まない一因と認識していることがわかります。

このことから、長年の商慣習や商品管理について、サプライチェーン全体で見直しを図る必要があると同時に、消費者の意識改革も必要だと考えられます。



²² 機会ロス：販売する機会のロス。商品の欠品により売上の機会を失うこと。



[図表 23]

(3) 有識者会議意見

計画策定に当たり、外部有識者等に意見を求めることを目的に、「熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催しました。

① 第1回有識者会議

令和3年(2021年)7月20日に開催した第1回有識者会議では、食品ロス削減の課題や取組について、以下の意見が出ました。

- ・消費者は、賞味期限や消費期限等科学的根拠を知らず、期限が切れたら廃棄するものと思っている。
- ・家庭、学校教育の中で食品ロス削減の問題についても啓発の取組が必要。
- ・消費者は、食品ロスを「もったいない」と思うが、環境問題や経済問題ともつながるという意識が薄い。
- ・事業者が抱える在庫を安価で販売し、有効活用する Ecos マルシェ²³(市場形式での販売)を運営したり、県が実施したフードドライブ²⁴を参考に、地場企業に呼び掛けて活動をしている。
- ・自立支援部署を担当し、福祉の現場の状況をみて、フードバンク²⁵活動を行っている。
- ・生活困窮世帯等必要な人に食品を届ける仕組みの充実が必要。
- ・環境問題の解決策の一つは、消費者が自己の消費行動を見直すという行動変容であり、そこを見失わないようにすることが必要。

② 第2回有識者会議

令和3年(2021年)11月4日に開催した第2回有識者会議では、食品ロス削減の目標や取組の方向性について、以下の意見が出ました。

- ・作る側、使う側の境界なく、全員で連携して進めていく責任の果たし方をこの計画に盛り込んで、実効性のあるものにしたい。
- ・教育の重要性を感じた。どういう方法で調理すると食品ロス削減につながるかがわからないという調査結果から、何を意識させて教えるのかが大切だと思った。
- ・食品ロスとなる食品の種類や経緯を分析して、消費者や事業者にフィードバックすると削減の取組につながるのではないか。
- ・「てまえどり²⁶」はわかりやすいネーミング。県の目標も県民にとってわかりやすく表現してあると取り組みやすい。
- ・食品ロス削減には、日常生活の中での意識や行動の変化が重要な意味を持つ。

²³ Ecos マルシェ：毎月熊本市上通入口で、事業者が抱える在庫等を割引販売し好評を得ている活動。令和3年(2021年)7月で20回目を開催。P38 事業者取組事例紹介参照。

²⁴ フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて必要とする支援団体に寄付する活動。P38 事業者取組事例紹介参照。

²⁵ フードバンク：安全に食べられるが包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出すことができない食品の寄附を企業等から集め、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。P40 行政取組事例紹介参照。

²⁶ てまえどり：日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待される。P42 消費者庁、県の取組事例紹介参照

- ・県が実施したフードドライブを参考に活動をしているが、県内事業者の意識は高いことを実感する。県の特徴として実施すれば習慣化していくのではないかと。
- ・削減の具体的取組は、市町村も一緒に現場に近いところで民間を巻き込んで進めると協力もできるし、前に進んでいくと思う。
- ・企業として、食品ロス削減のために、賞味期限の年月表示、3分の1ルール²⁷の緩和、生鮮食品のパック技術高度化による消費期限の延長等商慣習見直し²⁸や商品管理技術の向上に取り組んでいる。
- ・取組の見える化が大切。食品ロス削減に理解がある企業を認証する制度等があると積極的な参加があるのではないかと。

3 食品ロス削減に係る本県の課題

これまで記載してきた本県の食品ロスの現状及び、有識者会議における委員意見等を参考に、課題を以下のとおり整理しました。

今後食品ロス削減に取り組むには、「食品ロス削減の意義を浸透させること」、「具体的な行動実践につなげること」、「県民総参加で取り組むこと」の3つの方向性が必要であることがわかりました。

○消費者の食品ロス削減に関する意識改革・行動変容が必要

- ・若い年代の食品ロス問題への関心や取り組む率の向上のため消費者教育が必要
- ・日常生活（買い物、調理等）ですぐ取り組める基本的知識の周知啓発が必要
- ・賞味期限や消費期限等科学的根拠を知り、食品ロスを「もったいない」と思うだけでなく、環境問題や経済問題ともつながるという意識が必要
- ・消費者が自己の消費行動を見直すという行動変容が必要
- ・商慣習の見直し等事業者の取組への理解が必要

○事業者の納品期限の緩和等商慣習見直しに係る普及啓発が必要

- ・消費者の過度な鮮度志向や欠品を許容しない風潮に大きく影響されている商慣習や商品管理を、持続可能な社会に向けてサプライチェーン全体で見直すことが必要

○余剰食品の有効活用を充実させることが必要

- ・県民や事業者が所有する余剰食品を必要とする支援団体に届け、食品の有効活用ができる仕組みの充実が必要

《課題から見える方向性》

- ・食品ロス削減の意義浸透が必要
- ・具体的行動の実践が必要
- ・県民総参加の取組が必要

²⁷ 3分の1ルール：サプライチェーンでの賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例。賞味期間の3分の1以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性がある

²⁸ 商慣習見直し：P43 行政取組事例紹介参照、P46 商慣習見直し事例参照

第3章 本県の目標

1 目指す姿

食品ロス削減に効果的に取り組むためには、県民一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識し、この問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず具体的な「行動」に移すことが必要です。

そして、消費者、事業者、関係団体等が、食品ロス削減という目標を共有し、それぞれの立場を理解・協力しつつ、それぞれの責任において県民一体となって取り組んでいくことを目指します。

<目指す姿>

つくる人、つかう人、みんなで協力、みんなで削減、食品ロス！

2 取組の方向性

本県の食品ロス削減の課題は、消費者一人ひとりの日常生活から、事業者等が構成するサプライチェーン全体にかかるものまで幅広い分野に及びます。

これらの課題を解決するためには、第2章で記載した課題から見える方向性により消費者、事業者、関係団体等の各主体が、それぞれの立場で主体的に循環型社会²⁹の形成につながる削減に取り組むことが必要です。

このことが、ひいては「ゼロカーボン社会くまもと」の実現につながり、誰一人取り残さない持続可能な世界実現を目指すSDGsの目標を体現するものです。

(1) 消費者等の意識改革・行動変容推進

消費者一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識するために、消費者教育を通じて消費者の意識改革を進め、行動変容を促します。食品ロス削減の取組は、消費者だけでなく事業者等の果たすべき社会的責任の一つであること認識し、事業者の取組への理解と後押しにつなげます。

(2) 発生抑制及び有効活用の取組推進

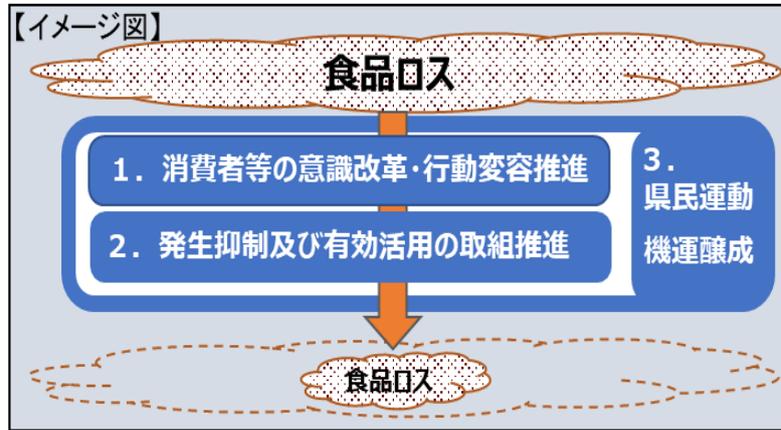
各主体が、食品ロス削減に係る取組を具体的な行動の実践に結びつけるため、それぞれの立場で、まず発生抑制に向けて取り組むよう促します。

未利用食品については、食品を必要とする支援団体の情報提供等を行い、有効活用を推進します。

²⁹ 循環型社会：[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

(3) 県民運動の機運醸成

食品ロス削減の意義を理解することで、県民全員が当事者であるということを理解し、それぞれの具体的な行動を実践し、県民総参加で取り組むよう、機運の醸成に努めます。



[図表 24]

3 計画の目標

第1章の国際的な目標、国の目標³⁰を踏まえ、以下のとおり県の数値目標を設定します。

(1) 食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合

消費者の意識調査では、すでに食品ロス削減を意識して行っている人の割合が80%を超えていることから、本県では、取り組んでいない人(19.8%)に働き掛け、その行動変容を促すことにより、「取り組んでいない消費者の割合」を10%以下を目標とします[図表 25]。

【令和3年度（2021年度）消費者意識結果 ³¹ 】	
食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合	19.8%

↓

【令和7年度（2025年度）消費者意識目標値】	
食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合	10%以下

[図表 25]

³⁰ 国際的な目標、国の目標：P4図表6、P6図表9参照

³¹ 令和3年度（2021年度）消費者意識結果：令和3年度（2021年度）県民アンケート調査値

(2) 食品ロス発生量

国は、食品ロス発生量を家庭系・事業系ともに、令和12年度(2030年度)までに、平成12年度(2000年度)比で半減することを目標としています。これは、令和3年度(2021年度)の食品ロス発生量600万トンから換算すると、18.5%³²の削減、年間にすると1.5%の削減に相当します。

そこで、本県では国の削減率を踏まえ、食品ロス発生量52,928トンを、令和12年度(2030年度)までに、家庭系・事業系合わせて、9,792トン(18.5%)削減し、43,136トンとすることを長期的な目標とします[図表27]。これは、県民一人1日当たりの発生量に換算すると67g/(人・日)となり、国の目標である国民一人1日当たりの発生量106gと比較すると、より削減が進んだ高い目標を目指すこととなります。

また、本計画期間である4年間では、同じく国の削減率を踏まえ、食品ロス発生量を家庭系・事業系合わせて3,176トン(1.5%×4年=6%)削減し、49,752トンとすることを目標とします[図表26]。これは、県民一人当たりの発生量に換算すると、4年間で78g/(人・日)となり、5gの削減に相当します。県民一人ひとりが、毎日約5gに当たる最後の一口を残さず食べることが目標達成につながります[図表28]。

令和3年度(2021年度) [平成30年度(2018年度)推計]			
食品ロス発生量	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
熊本県	52,928	32,351 (61.1%)	20,577 (38.9%)
県民一人1日当たり	83 g/(人・日)	51 g/(人・日)	32 g/(人・日)

[図表11] 県推計値再掲

【食品ロス発生量令和7年度(2025年度)目標値】			
	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
熊本県	49,752	30,398	19,354
県民一人1日当たり	78g/(人・日)	48g/(人・日)	30g/(人・日)

[図表26]

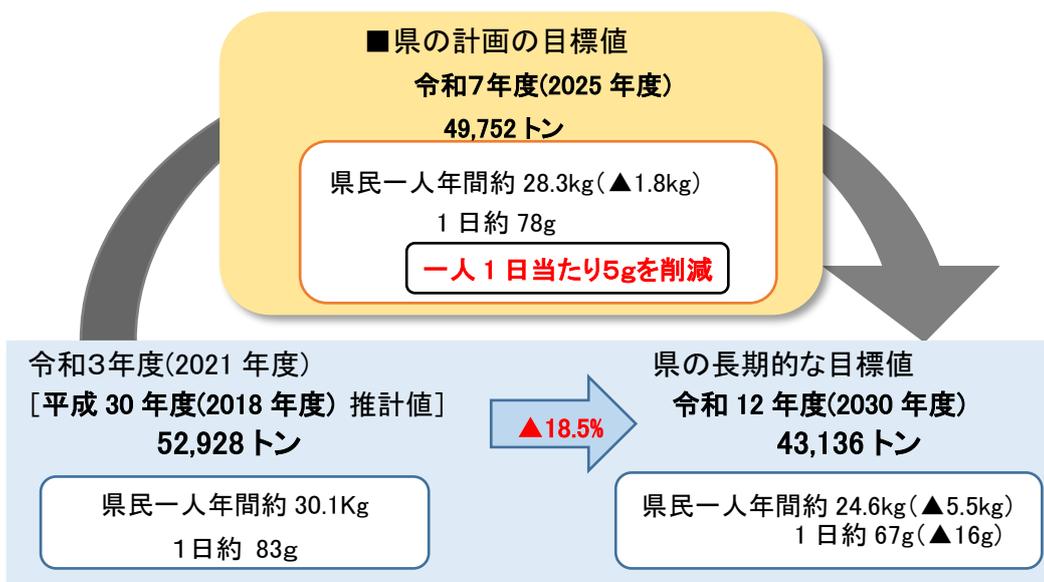
【食品ロス発生量令和12年度(2030年度)長期的目標値】			
	発生量(トン)	うち家庭系	うち事業系
熊本県	43,136	26,356	16,780
県民一人1日当たり	67g/(人・日)	41g/(人・日)	26g/(人・日)

[図表27]

³² 18.5%:P23 図表29 参照

県の目標

- 食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合を10%以下にする
- 食品ロス発生量を計画期間内（4年間）に、3,176トン（▲6%）削減
県民一人当たりの食品ロス発生量を1日5g削減する

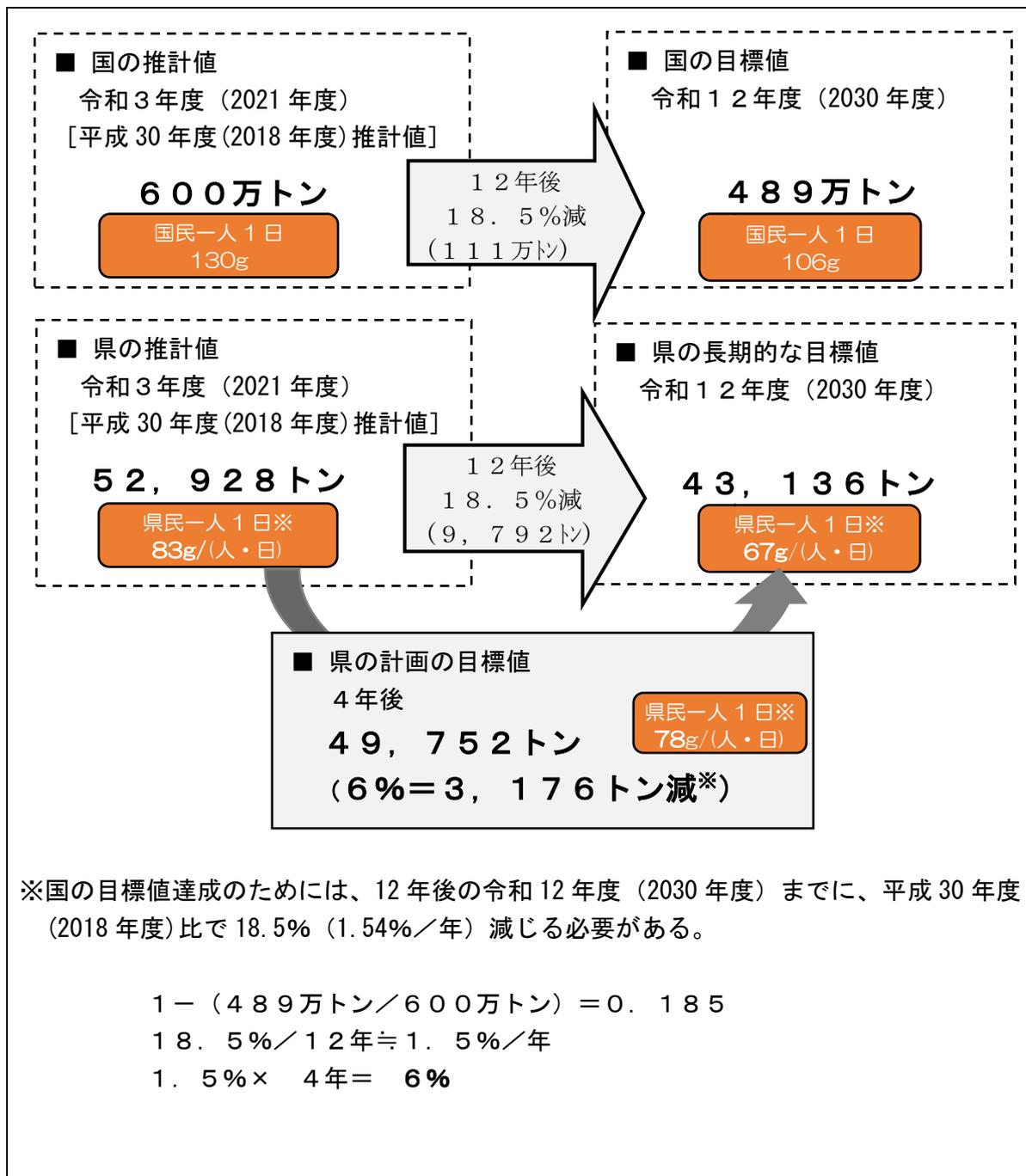


[図表 28]



参考 <計画目標値の考え方>

食品ロス発生量目標値について



[図表 29]

※熊本県人口 1,756,442人(平成30年10月1日時点住民基本台帳)で算定

第4章 食品ロス削減推進に関する施策の展開

1 各主体の役割

第3章で記載したように、各主体が以下の役割と取組を理解し、食品ロス削減を実践することが必要です。

(1) 消費者の役割

消費者は、食品ロス削減の必要性について理解し、日頃の食品ロス削減を意識した生活の見直し³³が必要です。そのため以下に示す取組事例を参考に、日常生活における実践が求められます。

また、過度な鮮度指向や欠品を許容しない風潮が、サプライチェーン全体の食品ロスを発生させる結果となることを認識して行動することが必要です。

更に、食品ロス削減に取り組む事業者の商品や店舗等を積極的に活用することで、これらの事業者を支援することも大切な取組の一つです。

県が推奨する具体的な取組事例等の実践に協力し、県民一体となって食品ロス削減に取り組めます。

【取組事例】

【消費者】 食品ロス削減に向けて実践できる事例	
行 動	
日々の生活 の中で	 食品ロスを意識し、どのようなものが発生するか観察し、改善へつなげる。 (食ロスチェック)
買 い 物	《出かける前に》 <input type="checkbox"/> 家にある食材をチェック(在庫確認)する。 ・購入する必要があるもの、ないものを事前にチェックする。 《買い物のときに》 <input type="checkbox"/> 期限表示を理解のうえ、使用時期(すぐ食べるのか)を考えて購入する。 ・「賞味期限」おいしく食べることができる期限。 「消費期限」過ぎたら食べない方がよい期限。(未開封に限る)  購入してすぐ食べる商品は、期限にかかわらず手前から商品を取る。 (てまえどり) ・すぐ食べる場合は、見切り品 ³⁴ 等も活用する。 <input type="checkbox"/> 使い切れる分だけ購入する。 <input type="checkbox"/> 欠品を許容する意識を持つ。 ・食品ロス削減を意識し、売れ残りを減らす事業者の取組として理解する。

³³ 生活の見直し：消費者は、自らの消費行動をもって、公正で持続可能な社会形成に積極的に参画する(消費者教育の推進に関する法律第2条)ことが重要であり、消費者団体では、消費者意識の向上のため、それぞれの活動に係る発表等を行っている。P39 消費者取組事例紹介参照

³⁴ 見 切 り 品：賞味期限・消費期限が近い等で安くしないと売れる見込みがないもの

食品の保管	<input type="checkbox"/> 食材に応じた適切な保存をして、長持ちさせて、おいしく食べる。 <ul style="list-style-type: none"> 例えば、入手した食材を種類ごとに分けたり、必要に応じて下処理を行い、冷蔵庫や冷暗所等食材に応じた場所で保存する。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫等の在庫管理を定期的に行う。 <input type="checkbox"/> 保存している食材を使いきる。
調理	<input type="checkbox"/> 食材を計画的に使いきる。 <ul style="list-style-type: none"> 例えば、余った食材等を活用した一汁一菜などで使いきる。 <input type="checkbox"/> 食材の皮を厚くむきすぎないなど食べられる部分はできるだけ無駄にしない。 <input type="checkbox"/> 食べ残しを減らし、食べなかったものはリメイク等の工夫をする。 <ul style="list-style-type: none"> まだ食べられる食材を無駄なく使うレシピ、例えば、野菜を丸ごと使ったレシピ、余った料理をアレンジしたりリメイクレシピ等を活用し、おいしく使い切る。
外食	 くまもと食べきり運動 ³⁵ に協力する。 <input type="checkbox"/> 食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきる。 <input type="checkbox"/> 宴会時は、時間を決めるなどしておいしく食べきる工夫をする。 <ul style="list-style-type: none"> おいしく食べきることを呼びかける「3010 運動³⁶」など、最初と最後に料理を楽しむ時間を設けるなど食べきる工夫をする。

【消費者の取組に参考となる資料】

(買い物、食品の保管、調理について)

■ 「計ってみよう！家庭での食品ロス」

食品ロス削減マニュアル～チェックシート付～冊子(消費者庁)

(外食について)

■ 「今日から実践！食品ロス削減(宴会編)」リーフレット(消費者庁)

⇒ 上記資料は消費者庁のホームページから閲覧できます。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/

■ 消費者庁は、特設サイト「めざせ!食品ロス・ゼロ」を開設しています。

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/>

■ 消費者庁は、料理レシピサービス「クックパッド」に「消費者庁のキッチン」を開設し、食材を無駄にしないレシピを掲載しています。

⇒ 料理レシピサービス「クックパッド」ホームページから閲覧できます。

<https://cookpad.com/kitchen/10421939>

³⁵ くまもと食べきり運動：県民、食べきり協力店、県が協力して、宴会等での食べきりを目指す運動。

³⁶ 3010 運動：宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前には自分の席に戻って再度料理を楽しむ運動

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動における食品ロスを把握し、商慣習の見直し等その削減を図ることが求められます。また、サプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性の理解を深めることが必要です。その上で以下にあげる取組事例を参考に、取り組むことが求められます。

消費者に対して、自らの食品ロス削減の取組状況を発信し、消費者の理解と協力を得ること、県が推奨する具体的な取組事例等の実践や市町村が実施する食品ロス削減の取組に協力し、ともに取組を進めます。

また、やむを得ず発生した未利用食品については、食料を必要とする支援団体と情報共有をしながら、有効活用・再利用等に努め、県民一体となって食品ロス削減に取り組みます。

【取組事例】

【事業者】食品ロス削減に向けて求められる行動	
行 動	
すべての事業者共通事項	<input type="checkbox"/> 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用を努める（フードバンク等への提供を含む。）。  フードドライブ活動に参加する。
食品関連事業者共通事項	<input type="checkbox"/> 食品を包装する段ボール等の資材に傷や汚れがあっても、中身が破損しておらず、輸送や保管に支障がなければ、廃棄せずそのまま販売できるよう、関係者で食品ロス削減の意識を共有する。 <input type="checkbox"/> フードシェアリング ³⁷ の活用等による売り切りの工夫 <input type="checkbox"/> 未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンクやマルシェ活動）の理解と提供の取組 <input type="checkbox"/> 食品ロスの削減に向けた体制構築と、取組内容や進捗状況等の消費者等への取組
農林漁業者	<input type="checkbox"/> 規格外や未利用の農林水産物の有効活用の取組

³⁷ フードシェアリング：そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングさせることで食品ロス削減や無駄を減らす仕組み

食品製造業者	<input type="checkbox"/> 食品原料の無駄のない利用への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、原料の在庫や品質管理を徹底し、原料の無駄をなくす。 <input type="checkbox"/> 製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持への取組 <input type="checkbox"/> 食品の製造方法の見直しや容器包装の新たな技術導入等による賞味期限の延長の取組 <input type="checkbox"/> 年月表示化など賞味期限表示の大括り化 ³⁸ の検討 <input type="checkbox"/> サプライチェーン全体での気象データ活用等による需要予測の高度化や受発注リードタイム ³⁹ の調整等の取組 <input type="checkbox"/> 少人数世帯向けに小分け販売や少量販売をする等消費実態に合わせた容量の適正化への取組 <input type="checkbox"/> 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等の有効活用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、規格外野菜を料理の材料に活用したり、食品を必要とする支援団体に提供する。
食品卸売・小売業者	<input type="checkbox"/> サプライチェーン全体での納品期限（3分の1ルール等）の緩和等の商慣習見直しの取組 <input type="checkbox"/> 天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫、季節商品の予約制等、需要に応じた販売への工夫 <input checked="" type="checkbox"/> 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し（購入してすぐ食べる商品はてまえどりを促進）、売りきるための取組（値引き・ポイント付与等）や、小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫への取組 <input type="checkbox"/> 食品小売業者（フランチャイズ店）において、本部と加盟店との協力による取組
外食事業者	<input type="checkbox"/> 天候や曜日等、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫 <input checked="" type="checkbox"/> くまもと食べきり運動に協力する。 <input type="checkbox"/> 消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）への取組 <input type="checkbox"/> おいしく食べきることを呼びかける「3010運動」等の取組

（3） 県の役割

県は、第3章で記載した3つの方向性により本県の目指す姿を実現するため、法で定められた県の役割を踏まえ、具体的施策に取り組んでいきます。

また、各主体がそれぞれの役割と取組を理解し、連携して削減に取り組めるよう施策を実施します。

³⁸ 賞味期限表示の大括り化：農林水産省が推進する、賞味期限表示の年月表示や日まとめ表示（年月日表示のまま、日の表示を例えば10日単位で統一）といった大括り化。P43 行政事例紹介参照

³⁹ 受発注リードタイム：発注から納品までの時間

食品ロス削減推進にあたって、日常で取り組める具体的な取組を明示し、実践を推進し、県民運動としての機運を醸成し、着実な食品ロス削減につなげます。

(法による県の役割：抜粋)

- 食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロス削減の推進【第8条】
- 食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施（努力義務）
【第9条】
- 消費者、事業者等への教育及び学習の振興、普及・啓発等【第14条】
- 都道府県食品ロス削減推進計画の策定（努力義務）【第12条】
- 食品ロス削減についての食品関連事業者及び農林漁業者等の取組に対する支援
【第15条】
- 食品ロス削減に関する顕著な功績者の表彰（努力義務）【第16条】
- 食品の廃棄に関する実態調査、その削減方法等に関する調査・研究の推進【第17条】
- 先進的取組に関する情報収集・提供（努力義務）【第18条】
- 未利用食品等を提供するための活動（貧困、災害等により食べ物を入手できない者への提供）の支援【第19条】

(4) 市町村の役割

市町村は、国の基本的な方針及び県計画を踏まえて、法第13条（市町村食品ロス削減推進計画）の規定に基づき、それぞれの地域の特性に応じた計画の策定に努めます。

また、国及び県と連携し、県が推奨する具体的な取組事例等を参考に、(1) (2)の役割を実践する消費者や事業者が増えるよう取り組みます。

(5) 関係団体などの役割

消費者団体、福祉関係団体、NPO 法人等の関係団体は、食品ロス削減について理解を深め、「熊本県ごみゼロ推進県民会議」⁴⁰等のネットワークを活かし、県、市町村等と連携して(1) (2)の役割を実践する消費者や事業者が増えるよう普及啓発活動等に努めます。

また、県が推奨する具体的な取組事例等の取組に協力し、ともに取り組みます。

食品が必要な人の現場を担う団体等においては、余剰食品を必要な人に届ける取組に際して、仕組みの構築に協力し、連携して有効活用を推進します。

⁴⁰ 熊本県ごみゼロ推進県民会議：

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の排出の抑制やリユース、リサイクルを推進するために設置された会議
行政・議会関係、教育関係、地域活動団体、業界団体、学識経験者、マスコミ関係から構成されている。

2 県の推進施策

県は、前頁で記載した役割に沿って施策を展開していきます。

特に、消費者が食品ロスの意義を理解し、日常生活ですぐ取り組み、行動変容につながる4つの行動、「てまえどり」行動の推進、「食べきり運動」の推進、「フードドライブ」活動の推進、「食ロスチェック⁴¹」の実施を、食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進します。

これらの行動を消費者、事業者、関係団体等と一丸となって実施していくことで、県民運動の機運の醸成と定着を図ります。

食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』

県では、消費者等の行動変容につながる4つの行動を、食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進します。

[行動1] 買い物時の「てまえどり」行動の推進

購入してすぐ食べる商品を商品棚の手前から積極的に選ぶ取組

[行動2] 外出時の「食べきり運動」の推進

県民、食べきり協力店⁴²、県が協力して、宴会等での食べきりを目指す取組

[行動3] 事業者参加の「フードドライブ」活動の推進

県内企業に呼びかけ、社員の家庭で余っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組

[行動4] 消費者の意識を活かす「食ロスチェック」の実施

消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の情報を消費者や事業者へフィードバックする取組



⁴¹ 食ロスチェック：消費者団体等の協力を得て消費者からモニターを募り、食品ロスの発生要因等を調査し、事業者等と共有する取組。

⁴² 食べきり協力店：食品ロス削減等を促進するとともに、広く県民に周知し、意識の啓発・高揚を図ることを目的に、食品ロスの削減やリサイクルに取り組む店舗として登録された飲食店、宿泊施設、食料品小売店。

方向性 1 消費者等の意識改革・行動変容推進

(1) 食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報の実施 等

消費者に向けて、食品ロス削減に係る教育や学習の機会を確保し、発生抑制に重点をおいた取組につなげます。国が実施する表彰制度等を活用して、優良事例等について周知広報、普及啓発等を図ります。

特に、若い世代に対する消費者教育を通して、家庭での食品ロス削減に向けた知識の普及や行動変容に向けた意識改革を目指します。

消費者が食品ロスを理解し、日常生活ですぐ取り組める買い物時の「てまえどり」推進や、外食時の「食べきり運動」推進、消費・賞味期限表示の普及啓発等、具体的な取組事例の周知広報等を通じて行動変容を図ります。

①食品ロス削減に係る教育・学習、普及・啓発等の実施

○ 主催するイベント等で、食品ロス削減対策に係る周知広報を行う。

○ 従来の消費者教育に食品ロス問題を加え、消費者教育コーディネーターが若者を対象により効果的で確実な教育を実施し、消費者の意識改革・行動変容を推進する。



日常生活でできる食品ロス削減の取組として、購入してすぐ食べるものを商品棚の手前から積極的に商品を選ぶ「てまえどり」を推進する。

【食品ロス削減アクション「てまえどり」推進】



「くまもと食べきり運動」、小盛メニュー導入等食品ロスの削減等に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等の「九州食べきり協力店」を周知し、利用や参加を呼びかける。

【食品ロス削減アクション「食べきり運動」推進】

○ 消費者に向けて食品の消費・賞味期限表示に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。

○ 消費者、事業者に納品期限の緩和等商慣習見直しの必要性に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。

○ 学校や地域への出前講座やイベント等の場を活用し、食品ロス削減など県民等のCO₂排出削減に効果的な行動を促進する。

○ 乳幼児の望ましい食習慣形成と、保護者が食生活に関する悩みや不安を相談する機会の充実のため、認定こども園、地域子育て支援拠点施設及び幼稚園における食育活動や栄養相談等の取組を推進する。

- 学校の教科等を通じて、環境の維持や持続可能な社会を構築するために必要な食生活等の在り方に関する教育活動を実施し、食品ロス削減に関する理解を深める。
 - 飲食店での食品廃棄物削減を目的に、市町村と連携して「くまもと食べきり運動」を実施し、九州各県と連携して情報交換や啓発を実施することで、九州食べきり協力店の登録店舗数の拡大を図る。
- ②食品ロス削減月間(10月)を中心にした周知広報等の実施
- 食品ロス削減月間及び食品ロス削減の日に合わせて、広報誌やラジオ、テレビ、新聞、SNS等での広報・啓発を実施する。
 - 食品ロス削減月間に合わせ、「食品ロス削減」や「食の安全」「食の大切さ」についての資料を集め、県立図書館等で展示し、食品ロス削減の啓発につなげる。
 - 消費者庁が創設した「食品ロス削減推進大賞」について、関係機関・関係団体へ周知し、応募を呼び掛ける。

方向性 2 発生抑制及び有効活用の取組推進

(1) 事業者等と連携した食品ロス発生抑制等に関する施策の推進

食品ロスを削減するため、事業者に向けて、納品期限緩和等商慣習の見直しや、てまえどり表示等の普及啓発を行います。

また、食べきり応援店推進等を実施し、食品ロスの発生を抑制する取組につなげます。

①食品ロス発生抑制に係る事業者等への支援



日常生活でできる食品ロス削減の取組として、購入してすぐ食べるものを商品棚の手前から積極的に商品を選ぶ「てまえどり」を推進する。

【食品ロス削減アクション「てまえどり」推進】（再掲）



「くまもと食べきり運動」小盛メニュー導入等食品ロスの削減等に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等の「九州食べきり協力店」を周知し、利用や増加を呼びかける。

【食品ロス削減アクション「食べきり運動」推進】（再掲）

- 消費者に向けて食品の消費・賞味期限表示に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。（再掲）

- 消費者、事業者に向けて納品期限の緩和等商慣習見直しの必要性に係る普及啓発を行うことで、食品ロス削減を推進する。(再掲)
- 熊本県物産振興協会会員に、食品ロス削減に関する周知や普及・啓発を図る。
- 地産地消協力店⁴³に、食品関連事業者が取り組む啓発活動について周知する。
- 農業・林業・水産業の普及活動において、生産者に規格外品の発生抑制の指導等食品ロス削減に向けた普及啓発を行う。

②食品廃棄物の発生抑制等に関する施策

- 飲食店での食品廃棄物削減を目的に、市町村と連携して「くまもと食べきり運動」を実施するとともに、九州各県と連携して情報交換や啓発を実施することで、九州食べきり協力店の登録店舗数の拡大を図る。(再掲)
- 食育推進協議会(食育担当者及び栄養教諭・学校栄養職員を対象にした講習会)の実施により、児童生徒に食事の重要性や食品を選択する力等の資質・能力の育成に努める。また、健康教育推進調査により、学校給食の残食率を把握し食育推進につなげる。
- 青少年施設で ①利用者数の把握による過剰発注(調理)の抑制 ②利用者の特性に応じたメニューの提供 ③食事の仕方等に関する利用者に向けた周知の徹底 を実施する。

(2) 未利用食品の有効活用の推進

現在各主体ですでに実施されている、食品を必要とする支援団体へ食品を届ける仕組みを充実させるため、関係団体等と連携し情報共有等を行うなど仕組みを可視化し、取組がさらに広がるよう活動を支援します。

また、災害備蓄食品等の有効活用を図ります。

①事業者等への支援(有効活用)

- ホームページ等を活用して食品を必要とする支援団体の情報提供を行う。



県内企業に呼びかけ、従業員等の家庭で眠っている食品を集め、必要とする支援団体に提供する取組を推進する。

【食品ロス削減アクション「フードドライブ」活動推進】

②未利用食品等の活用支援

- 災害対応職員用備蓄食料の賞味期限が切れる前に、食品ロス削減の観点から有効活

⁴³ 地産地消協力店：県では、県産の農林水産物や加工品を販売する販売店や、食材として使用する飲食店を地産地消協力店として指定している。

用を行う。

- 災害救助備蓄食料の有効活用を実施する。
- 子ども食堂の運営支援を行うコーディネーターを配置し、食材の寄付等を希望する企業等と子ども食堂とのマッチング支援に取り組む。
- 県内公立学校や児童生徒等の自宅に備蓄されている災害時用備蓄食料が、消費期限切れ等により廃棄されることのないように、ローリングストック法⁴⁴等の周知及び災害時用備蓄食料ロスが発生しないように啓発に努める。

方向性 3 県民運動の機運醸成(連携推進)

(1) 県計画に基づく各主体の連携した取組の推進

食品ロスの削減に関する施策が効果的に実施できるよう、県計画に基づき県事業の進捗管理等を実施します。

また、熊本県ごみゼロ推進県民会議で食品ロス削減に係る事業実施の告知や報告を行い、意見交換や情報共有を行うことで、各主体（消費者、事業者、関係団体等）との連携による食品ロス削減への取組を推進し、県民運動としての機運を醸成します。

計画に係る調査



消費者からモニターを募り、食品ロス発生要因等の現状を調査し、事業者等にフィードバックして食品ロス削減の取組を支援する。

【食品ロス削減アクション「食ロスチェック」の実施】

- 各主体の連携を支援するとともに、各市町村の計画策定等の取組を推進する。
また、県計画に係る事業の進捗管理等を行う。

(2) 食品ロス削減に向けた情報の収集・共有

食品ロス削減に係る先進的な取組に関する情報やその他関連情報を収集し、消費者、事業者等各主体と共有します。

先進的取組の情報収集・提供

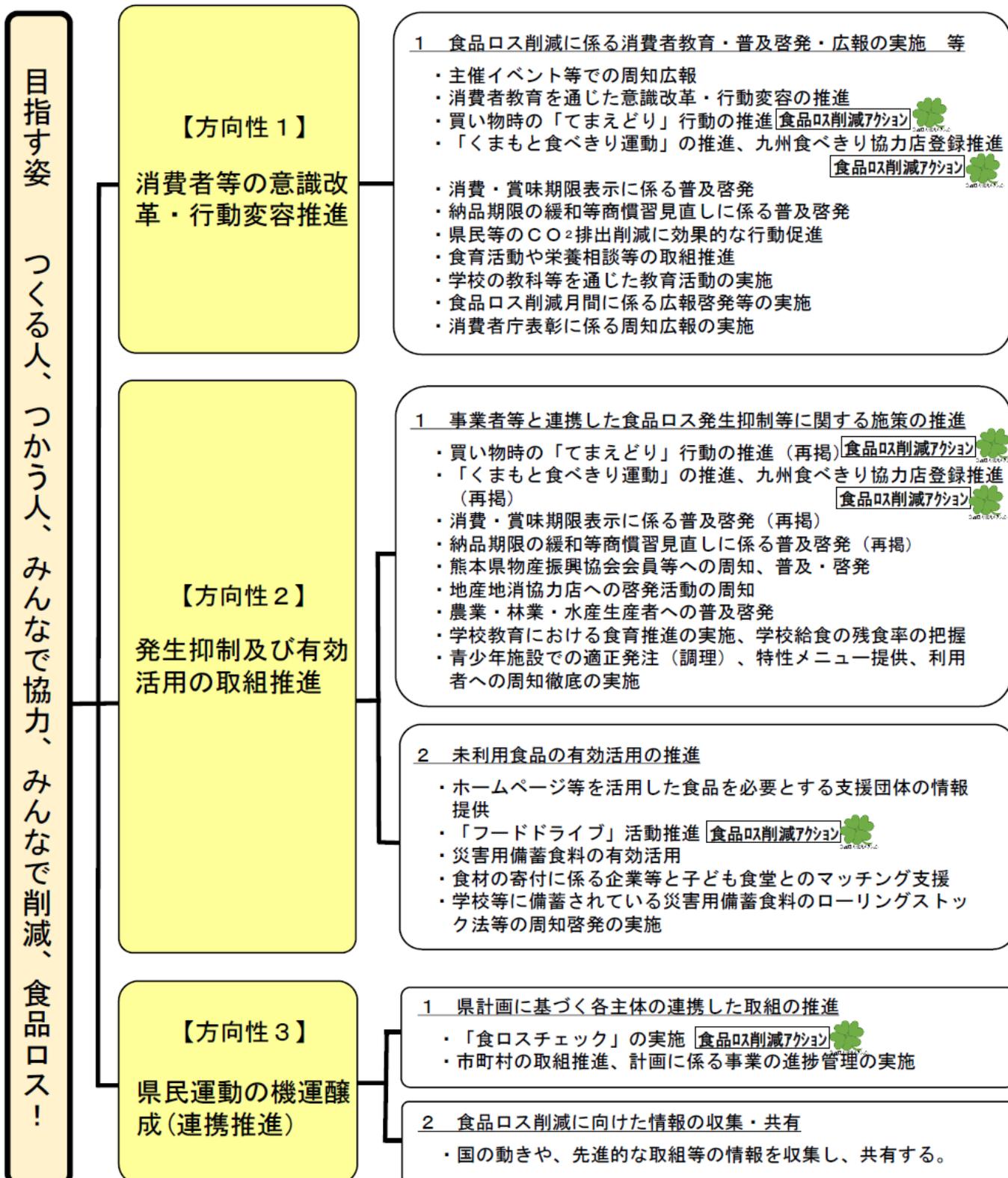
- 食品ロス削減に係る国の動きや先進的な取組等の情報を収集し、ホームページ等を活用して共有する。

⁴⁴ ローリングストック法:ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足していく方法で、備える→食べる→買い足すことを繰り返しながら食品を貯蔵していく。

熊本県食品ロス削減推進計画の推進施策

<方向性>

<取組内容>



[図表 30]

第5章 計画の推進に向けて

1 推進に向けた連携・協力

本計画の効率的・効果的な推進を図るため、庁内の関係部局で構成する「熊本県食品ロス削減推進会議（仮称）」において、必要な協議及び調整を図ります。

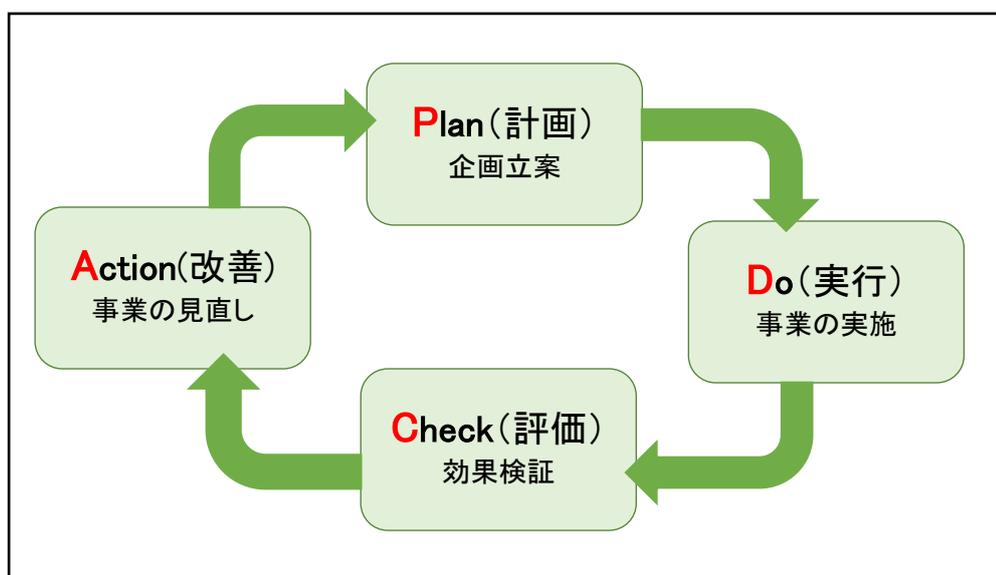
計画の推進にあたっては、「熊本県ごみゼロ推進県民会議」等と連携を図り、国、市町村、議会関係、教育関係、地域活動団体、業界団体、学識経験者、マスコミ関係等と協力し、県民一体となって、生産、製造、販売、消費等各段階にわたる食品ロス削減に取り組みます。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、「熊本県食品ロス削減推進会議（仮称）」において、毎年度関連事業の進行状況を検証します。

また、「熊本県消費生活審議会」等外部機関に進行状況を報告して、意見等を求めるとともに、その意見等を踏まえ、必要に応じて見直し等を実施していきます。

計画の推進にあたっては、効率的に施策を展開するため、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のPDCA マネジメントサイクルにより、継続的な改善を図ります。



[図表 31]

資 料

□	事例紹介	38
・	事業者 【熊本ネクストソサエティ株式会社】 Ecos マルシェ	
・	事業者 【イオン九州株式会社】 フードドライブ	
・	消費者 【熊本県消費者団体連絡協議会】 2021 くまもと消費者発表大会	
・	行政 【玉名市】 フードバンク活動	
・	行政 【消費者庁】 食品の期限表示（消費期限・賞味期限）の理解促進	
・	行政 【消費者庁】 てまえどり 小売店用 POP	
・	行政 【県】 てまえどり 小売店用 POP	
・	行政 【農林水産省】 商慣習の見直し [納期限の緩和・賞味期限の大括り化 (年月表示化)・賞味期限の延長]	
□	消費者教育：小中高校家庭科の実践事例	44
□	商慣習見直し	46
□	その他	49
・	食品ロス削減の推進に関する法律	
・	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	
・	熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議委員名簿	

□ 事例紹介

有効活用としてマルシェ開催やフードドライブ活動が行われています。

事業者【熊本ネクストソサエティ株式会社】Ecos マルシェ ※P17 脚注参照

事例「県産加工食品などの販路拡大と食品ロス削減への取組み

ECO sマルシェ出店事業者の商品を弊社販路で流通を常時行っています。
どうしても出てしまう在庫(弊社)や、通常取引で発生する在庫(出店事業者)をマルシェで販売

加工品メーカー → 熊本ネクスト → 百貨店内小売店
 在庫 ↓ 在庫 ↓ 施設内内小売店



毎月開催のECO sマルシェ。賞味期限が迫った加工品や小売店より返品された野菜などを割引販売。
最近ではコロナ禍で売上が低迷する地域やお菓子メーカーも出品

7月20日 20回目の開催
 これまでの実績(19回まで)
 来店者(レジ通過人数) 約10,000人
 販売点数 約62,000品
 販売額(通常価格換算) 約22,300,000円

事業者【イオン九州株式会社】フードドライブ ※P17 脚注参照

AEON NEWS RELEASE 木を植えています
私たちイオンです

2021年9月6日
イオン九州株式会社

**『フードドライブ（食品の寄付）活動』
2021年9月より九州7県で開始します！**

イオン九州株式会社（以下、イオン九州）は、2021年9月より九州7県全県でフードドライブ（食品の寄付）活動を開始しますのでお知らせいたします。

イオン九州のフードドライブ（食品の寄付）活動の取り組みは、福岡県が推進する食品ロス削減の取り組みに賛同し、2019年より北九州市の3店舗から実施しました。本年7月には福岡エリア4店舗でも活動を始めました。



今回、9月より新たに福岡県以外の6県を加え、九州7県でのフードドライブ（食品の寄付）活動を各県のフードバンク団体さまと一緒に取り組んでまいります。

フードドライブ活動は、お客さまより「ご家庭で消費されずに残っている未開封の加工食品」を店頭にお持ち頂き、その後フードバンク団体さまを通じて必要とされている福祉団体・施設・子ども食堂などにお届けする取り組みです。

イオン九州は今後もお客さまとともに食品廃棄物の削減の取り組みを行い地域社会の一員として地域に根差し、お客さまの生活がより便利で快適になるよう努めてまいります。

※資料一部抜粋

□ 事例紹介

消費者団体では、消費者意識の向上を図るため消費行動の発表会等を行っています。

消費者【熊本県消費者団体連絡協議会】2021 くまもと消費者発表大会 ※P24 脚注参照



2021

くまもと消費者発表大会

～エシカル消費で築く新しい日常～

講演	会員団体発表
「電話で『お金』詐欺」の現状と被害防止対策について 熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室 室長補佐 平田 美和 氏	1. 生活協同組合くまもと 生協における食品ロス対策について 常任理事 中野 祐子
	2. グリーンコープ生協くまもと 県南豪雨災害支援の取り組みについて 理事長 高濱 千夏
	3. 熊本県地域婦人会連絡協議会 地域婦人会とSDGs 宇城市地域婦人会連絡協議会 会長 濱崎 壽子
	4. JA熊本県女性組織協議会 ～わたしたち女性部は、人と人とのつながりを担う～ JAたまな女性部部长 岩見 利美
	5. 熊本消費者協会 新型コロナウイルスの生活への影響と対応 会長 上間 哲

11 月 15 日 月 10 時～12 時

Zoomによるオンライン開催※下記よりご参加ください

ミーティングID:

Zoomは事前にアプリストアから無料アプリをダウンロードしてください



主催：熊本県消費者団体連絡協議会

この件の問合せは
熊本消費者協会へ

熊本県生活協同組合連合会
JA熊本県女性組織協議会

熊本県地域婦人会連絡協議会
特定非営利活動法人熊本消費者協会

□ 事例紹介

国では、食品ロス削減のために、消費者に向けて、消費期限・賞味期限の理解促進に取り組んでいます。

行政【消費者庁】食品の期限表示(消費期限・賞味期限)の理解促進 ※P14 脚注参照

食品の期限表示(賞味期限・消費期限)の理解の促進



賞味期限の表示例	
名称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、...
添加物	増粘多糖類、...
内容量	400g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区△△

賞味期限
2021.10.31

上記は、未開封の状態で行われた方法により保存した場合です。

開封した場合は、消費期限又は賞味期限まで安全性や品質の保持が担保されるものではありませんので、速やかに消費する必要があります。

出典: 消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」(R3.8.26 版)

□ 事例紹介

国や県では、「てまえどり」ポップを作成し、コンビニ等の契約により店頭への掲載を促進し、消費者が食品ロス削減を意識し、購入してすぐ食べる商品は手前から取る取り組みを推進しています。

行政【消費者庁】てまえどり 小売店用 POP

※P17 脚注参照



行政【県】てまえどり 小売店用 POP



□ 事例紹介

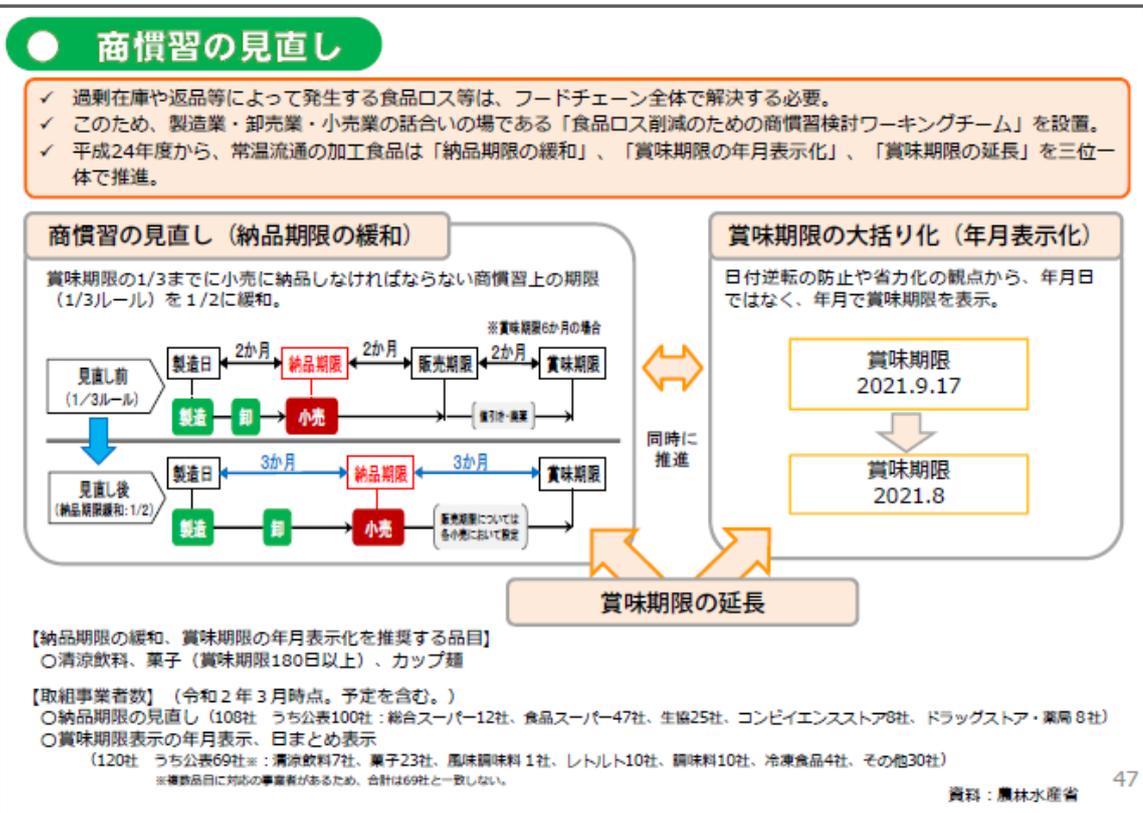
国では、食品ロス削減のために、事業者に向けて商慣習の見直しを推進しています。

※ P18 脚注参照

P46 「商慣習見直し」 参照

行政【農林水産省】

商慣習の見直し[納期限の緩和・賞味期限の大括り化(年月表示化)・賞味期限の延長]



出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」(R3.8.26 版)

熊本家庭科消費者教育研究会 作成（中学・高校編）

食品ロスの発生を抑えるために、日頃の食生活を通して自分がどのような消費行動をとるべきか、よく考えさせることが重要です。食品ロスを削減するための在庫管理、計画的な買い物、食べ切り、使い切りや期限表示への正しい理解についての学習が不可欠です。



【中学校での実践】

自分の消費行動を振り返るだけでなく、実習を通して、使い切りや食材の有効利用を具体的に体験することが必要です。

教科書の記述例 *東京書籍(東)開隆堂(開)	学習上のポイント
<p>○献立を決める時、無駄なく食品を使う方法を考える。残った食品を使い切る工夫。必要な分量だけ買う。食べきれぬ量を作る。調理くずを少なくする。残さず食べる。食品ロス等、環境に配慮した実習。 (東 P52-53)</p> <p>○郷土料理は、食材を捨てることなく使い切る工夫があるエコ料理と見直されている。 (開 P140-141)</p> <p>○食品に適した保存方法を知る。(開 P99)</p>	<p>○買物から後片付けまでを考えた調理実習をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買物の前に家の在庫品を確認し、献立を考える。 ・購入予定をメモする。 ・衝動買いをしない。 ・適切な調理技術を実践する。 <p>○皮や芯の過剰除去をやめる。</p> <p>○班ごとに廃棄物の量を量り、比較する。</p> <p>○余った食材でできる調理の工夫をする。 (例)じゃがいもの皮やキャベツ・ブロッコリーの芯を利用したスープ等</p>

【高等学校での実践】

食品の取り扱い方法や安全・衛生について、科学的・合理的に理解できるようにします。社会の一員として食品ロス問題を認識し、削減するために、食材の特性を生かす調理技術、正しい期限表示への理解、腐敗や食中毒などの知識を身に付けます。

教科書の記述例 *実教出版(実)第一学習社(第)	学習上のポイント
<p>○食の安全と環境への配慮:食べられるのに捨てられてしまう食品のことを食品ロスという。 (実 P141)</p> <p>○加工食品等の賞味期限・消費期限に起因して食品廃棄が発生する。家庭内で発生する食品ロスの再利用の方法・仕組みを知る。 (第 P87)</p>	<p>○家庭にある余剰の備蓄食品に気付き、これらを活用した食事作りを実習する。</p> <p>○調理の後片付けや、必要な水の適量について知る。</p> <p>○賞味期限・消費期限についての正しい知識を習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示だけに頼らず、匂いや状態も確認し、合理的な判断をする。 <p>○フードドライブ、フードバンク等へ参加する。</p>

熊本家庭科消費者教育研究会

会 長：岩下紀子（尚綱大学短期大学部総合生活学科 教授）

事務局：清永康代（菊陽町立菊陽西小学校 主幹教諭）

□ 商慣習見直し

事業者は、食品ロス削減に向けて積極的に商慣習の見直しを始めています。

※ P18「商慣習見直しに向けて」参照
P43 行政取組事例紹介参照

店舗・商品を通じて：賞味期限の年月表示

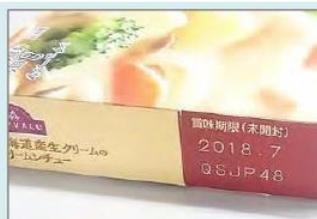
AEON

PBの加工食品で、賞味期限1年以上の商品を、今後2年以内に年月表示へ移管。2018年4月を目途に下記3品を変更予定。

年月表示イメージ



変更前



変更後

2018年4月から年月表示へ変更予定の商品



トップバリュ純粋はちみつ(250g)



トップバリュ鶏五目釜めしの素(264.7g)



トップバリュ北海道産生クリームの
クリームシチュー(150g)

Copyright (C) 2017 AEON Co., Ltd. All Rights Reserved.

9

イオンリテールにおける「納品期限緩和」の実施

AEON

1 店舗における「納品期限」を従来の基準から1/2残しに変更

実施内容1

飲料全品

(加工食品部門における飲料)

実施内容2

菓子

(賞味期間180日以上全品)

同時期より、グループでの対応を検討

2 食品を取り扱うグループ企業において取組拡大

上記の取組



内容1

店舗における
「販売期限」の見直し

内容2

RDC商品の店舗
及び各社センターへの
納品期限の見直し

政府や自治体と連携し、お客さまへ食品ロス削減行動を呼びかけ

店頭キャンペーン (2017年)

農水省と連携、食品ロス削減キャンペーン
(11月、イオンテール南関東エリア全店で実施予定)



食品ロス削減アイデア募集

イオンチアーズクラブと連携、家庭で出来るアイデア募集



食品保存グッズの訴求

食品売場に、食品保存容器を展開



Copyright (C) 2017 AEON Co., Ltd. All Rights Reserved.

11

バリューチェーン全体で取り組みを推進

	生産	加工・流通	店舗	家庭
発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の規格外品 (形状・サイズ) 輸送時間の短縮 リサイクル原料の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 鮮度向上技術の進化 賞味期限の延長 製造、加工の一元化 規格外原料の活用 納品期限の緩和 賞味期限の年月表示 	<ul style="list-style-type: none"> 発注精度の向上 発注単位の見直し 容量、風袋の見直し 廃棄物の見える化 	<ul style="list-style-type: none"> 啓蒙活動 (食品ロス予防) 食育セミナー等
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 緑肥利用、堆肥利用 ガス化 非可食部の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料化、肥料化 ガス化、熱回収 非可食部の有効活用 資源循環モデル構築 	<ul style="list-style-type: none"> 分別の徹底 資源循環モデル構築 フードバンク寄付 	<ul style="list-style-type: none"> 啓蒙活動 (分別促進)

Copyright (C) 2017 AEON Co., Ltd. All Rights Reserved.

12

その他

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年法律第十九号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本方針等(第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策(第十四条—第十九条)

第四章 食品ロス削減推進会議(第二十条—第二十五条)

附則

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、二十十五年九月二十五日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための二十アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することな

く、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法

律第十六号)その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。(食品ロス削減月間)

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針(都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画)を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。)及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体(次項において「食品関連事業者等」という。)の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものと

する。

- 2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案を作成すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十一条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十二条 会長は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の二の特命担当大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十三条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣

- 二 環境大臣

- 三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十四条 前条第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第四号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和2年3月31日

閣議決定

目次

はじめに.....	1
I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向.....	1
1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義.....	2
2 我が国の食品ロスの現状.....	3
3 基本的な方向.....	3
II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項.....	4
1 求められる役割と行動.....	4
(1) 消費者.....	5
① 買物の際.....	5
② 食品の保存の際.....	5
③ 調理の際.....	5
④ 外食の際.....	5
(2) 農林漁業者・食品関連事業者.....	6
① 農林漁業者.....	6
② 食品製造業者.....	6
③ 食品卸売・小売業者.....	6
④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等.....	6
⑤ 食品関連事業者等に共通する事項.....	7
(3) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）.....	7
(4) マスコミ、消費者団体、NPO 等.....	7
(5) 国・地方公共団体.....	7
2 基本的施策.....	8
(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等.....	8
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援.....	9
(3) 表彰.....	10
(4) 実態調査及び調査・研究の推進.....	10
(5) 情報の収集及び提供.....	10
(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等.....	11
III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項.....	11
1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画.....	11
(1) 食品ロス削減推進計画の意義.....	11

(2)	食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項.....	12
①	推進体制の整備.....	12
②	地域の特性等の把握.....	12
③	計画策定時.....	12
④	策定後の推進.....	12
(3)	食品ロス削減推進計画の策定への支援.....	13
2	関連する施策との連携.....	13
3	食品ロスの削減目標等.....	13
4	実施状況の点検と基本方針の見直し.....	14

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものである。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

¹ 「食品ロス」：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。

² 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である（外務省ウェブサイト参照）。

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっている³。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している⁴。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている⁵。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7人に1人が貧困状態と依然として高水準である⁶。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている⁷。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている⁸。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約98億人に達すると推計されている⁹。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている¹⁰。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている¹¹。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されてい

³ 農林水産省（2019）「食料需給表 平成30年度」

⁴ 環境省（2019）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成29年度）について」

⁵ 総務省（2019）「家計調査 2018年（平成30年）」

⁶ 厚生労働省（2017）「平成28年 国民生活基礎調査」

⁷ 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

⁸ Food and Agriculture Organization（2013）, *Food wastage footprint: Impacts on natural resources*

⁹ United Nations（2017）, *World Population Prospects: The 2017 Revision*

¹⁰ Food and Agriculture Organization（2019）, *THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD*

¹¹ 目標12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

るのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっている。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録¹²された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 643 万トン（2016 年度推計）と推計されている¹³。これは、国連世界食糧計画（WFP）による 2018 年の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当する¹⁴。そのうち、事業系食品ロス量が 352 万トン、家庭系食品ロス量が 291 万トンである¹³。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約 4 割を占めている¹⁵。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品¹⁶」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」、「過剰除去¹⁷」、「直接廃棄¹⁸」となっている。

3 基本的な方向

¹² 平成 25 年 12 月 4 日 登録決定

¹³ 年間 643 万トン：事業系食品ロス量（352 万トン）＋家庭系食品ロス量（291 万トン）

（市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。）

農林水産省（平成 28 年度推計） 事業系食品ロス量：352 万トン

環境省（平成 28 年度推計） 家庭系食品ロス量：291 万トン

¹⁴ 国連世界食糧計画（WFP）2018 年実績

¹⁵ 農林水産省（平成 28 年度推計）

¹⁶ 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

¹⁷ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など）

¹⁸ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
 - ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
 - ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
 - ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
 - ・可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

Ⅱ 食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組として位置付けることができる。

（1）消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

③ 調理の際

- ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
- ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にとっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）。

（4）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（1）から（3）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（5）国・地方公共団体

前記（1）から（3）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記2に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

2 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会¹⁹等との連携を図る。具体的には以下のとおりである。

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資料を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い²⁰等、期限表示の正しい理解を促進する。
- ・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド²¹」により、外食時の食べきり・持ち帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発を一層推進する。
- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。

¹⁹ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。（令和2年2月5日現在 417自治体が参加）

²⁰ 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

²¹ 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

- ・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。
- ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進する。
- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
- ・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
- ・外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいし

く「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。

- ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。
- ・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
- ・過剰な回収につながらないよう食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
- ・食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
- ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融²²の普及を促進する。

（3）表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。

（4）実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度²³において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。

（5）情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その

²² ESG 金融：融資判断に ESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

²³ ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

- 際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS 等も活用して紹介する。
- ・エシカル消費²⁴の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
 - ・食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報発信を行う。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

- ・関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ²⁵の推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。
- ・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。
- ・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

²⁴ エシカル消費（倫理的消費）：人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

²⁵ フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

① 推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしなが、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。
- ・食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。
- ・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

③ 計画策定時

- ・食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。
 - ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
 - ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
 - エ 食品ロスの削減に十分に取組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。
 - オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

④ 策定後の推進

- ・連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底

を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。
- ・このため、国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 106 号）、食育推進基本計画（第 3 次、平成 28 年食育推進会議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）など多岐にわたる施策に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月公表）において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量²⁶を半減させるという目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合²⁷を 80%とする。

²⁶ 2000 年度食品ロス量 家庭系食品ロス量：433 万トン（環境省）、事業系食品ロス量：547 万トン（農林水産省）

²⁷ 平成 30 年度調査では 71.0% 消費者庁（2019）「平成 30 年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、食品ロス削減推進法施行後おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。



熊本県食品ロス削減推進に関する有識者会議 委員

会 長	川口 恵子	尚綱大学短期大学部 名誉教授
委 員	藤川 修朗	熊本県農業協同組合中央会農政・営農支援センター所長
委 員	山戸 健	熊本ネクストソサエティ株式会社 代表取締役社長
委 員	溝辺 憲治	イオン九州株式会社経営戦略本部 熊本県・鹿児島県エリア担当部長
委 員	中野 祐子	熊本県生活協同組合連合会 理事
委 員	田中 三恵子	熊本県消費者団体連絡協議会 代表
委 員	藤井 宥貴子	社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会会長
委 員	近藤 隆広	玉名市くらしサポート課 課長補佐兼生活支援係長

(令和4年(2022年)1月25日現在、敬称略)

